

平成19年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成19年11月22日

西多摩衛生組合議会

平成19年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成19年11月22日(木)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	野澤 久人	副管理者	石塚 幸右衛門

収 入 役 北村 健

監査委員 沖倉 強

出席議員

1番 大坪 国広	2番 近藤 浩	3番 齋藤 成宏
4番 羽村 博	5番 野島 資雄	6番 木下 克利
7番 門間 淑子	8番 川崎 明夫	9番 橋本 弘山
10番 田村 昌巳	11番 串田 金八	12番 原田 剛

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	羽村 誠	業 務 課 長	加藤 一夫
施 設 課 長	松沢 昭治	総 務 課 長	谷部 清
管 理 課 長	島田 善道		

構成市町職員

青梅市環境経済部長	関塚 泰久	羽村市産業環境部長	原島 秀明
福生市生活環境部長	吉澤 英治	瑞穂町生活環境課長	玉垣 和平

平成19年第2回西多摩衛生組合議会定例会日程

平成19年11月22日(木)

午後1時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 認定第1号
平成18年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第12号
西多摩衛生組合個人情報保護条例
- 日程第6 議案第13号
西多摩衛生組合情報公開条例
- 日程第7 議案第14号
西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第15号
西多摩衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第16号
平成19年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第17号
平成19年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について
- 日程第11 19陳情第1号
西多摩衛生組合の小金井市のごみ受け入れに関する説明会を求める陳情書
- 日程第12 19陳情第2号
西多摩衛生組合の小金井市のごみ受け入れに関する陳情書
- 日程第13 19陳情第3号
西多摩衛生組合の操業状況を日常的に公表することを求める陳情書

午後1時30分 開会

○議長（申田金八） 皆さんこんにちは。本日は平成19年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げますところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りましてまことにありがとうございます。議員現在数12名、出席議員12名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

それでは、ただいまから平成19年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開催いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 皆様こんにちは。議長のお許しをいただきましてごあいさつを申し上げます。

本日は平成19年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げますところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆様のご出席を賜り開催できますことを厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、当組合の副管理者であります竹内青梅市長が過日みごとに当選を果たされ、再選を果たされました。まことにおめでとうございます。組合の規約では管理者、あるいは副管理者につきましては互選ということになっております。私といたしましては引き続き当組合の副管理者として竹内市長にご尽力を賜りたいと存じておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。また議会の皆様方もその点ご了承をいただきたいと存じます。

さて、現在の組合の事務事業の現状でございますけれども、構成市町からの今年度のごみ搬入量につきましては、平成19年10月末現在で約4万2,000トンが搬入されております。これは前年度の同時期と比較いたしますと約1,900トン、4.4%の減量となっております。搬入量の内訳を見ますと、一般家庭から排出されますごみは約3.5%の減、事業系の一般廃棄物は約7.8%の減で、平成19年度末では7万3,000トンが搬入されるのではないかと予想しているところでございます。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき本年4月から実施しております小金井市の可燃ごみの受入量につきましては、平成19年10月末現在で約4,800トンが搬入されております。これは10月末までの当初の予定と比較いたしますと約1,300トン、21%の減量となっており、平成19年度末までの広域支援量は7,000トン程度となるのではないかと予想しているところであります。

なお、広域支援の現在までの状況の詳細につきましては、後ほど議員全員協議会で報告をさせていただきます。

次に、フレッシュランド西多摩であります。開設6周年を迎え、今年度の浴場施設利用者数は、平成19年10月末現在で約8万1,000人となっており、1日平均で申し上げますと約457人の方々にご利用いただいております。当組合といたしましては、今後とも多くの皆様にご利用いただけるよう、イベントの開催等によるサービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げます案件につきましては、平成18年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についてのほか9件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

極めて簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（申田金八） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

3番 齋藤 成宏 議員

4番 羽村 博 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、西衛発第665号、平成19年11月15日付けをもちまして管理者より議長あてに、平成19年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨の通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元に配付いたしております議事日程の順序により進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第9、議案第16号、平成19年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）と、日程第10、議案第17号、平成19年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件につきましては関連がございますので、一括してご審議を願うことといたしております。

また、日程第11、19陳情第1号、日程第12、19陳情第2号及び日程第13、19陳情第3号の3件につきましては、議長の判断により本定例会においてご審議を図ることとしておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

最後に、本定例会における議事説明員として正副管理者、収入役及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（申田金八） 以上で、報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりに進めますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、11月22日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（申田金八） ご異議なしと認めます。よって、会期については本日1日限りとしたことに決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

なお、質問回数は議会会議規則により再々質問までとなっておりますので、ご承知おきください。

それでは、7番、門間淑子議員。

○7番（門間淑子） 通告に従いまして、小金井市のごみ広域支援に関する事項について3点にわたり一般質問を行います。

1点目は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定は、予測できない緊急事態にのみ対応する内容へ早急に見直すべきではないかということです。今年4月から多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき小金井市の可燃ごみがここ西多摩衛生組合で焼却されています。小金井市の可燃ごみがブロックを越えて西多摩衛生組合で焼却されるに至った経緯は、2月23日に開かれた西多摩衛生組合議会議員全員協議会での説明を初めとして、3月10日に小金井市の副市長と担当職員を呼んで開かれた住民説明会での説明でも理解はしていますが、納得しているわけではありません。

そもそも廃棄物処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により国民、事業者、国及び地方公共団体の責務や処理方法が厳しく定められています。一般廃棄物である可燃ごみに関しては、第6条で「地方公共団体は地方自治法の規定に従って一般廃棄物処理計画を定めること、この計画に従って地域内で収集、運搬、処分すること」と規定されています。

二枚橋衛生組合の焼却炉が廃炉になった経緯は、二枚橋衛生組合を構成していた3自治体が、地方自治法の規定する計画的行政運営の原則と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定する自区内処理の原則を継続的に遵守できなかった結果であると思います。

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定は、第2条に適用範囲を、第3条に市町村等の責務を規定しています。市町村が第3条を遵守すれば、適用範囲は「予測できない緊急事態におちいり、適正なごみ処理に支障が生じた場合のみ」となります。第2条2項に規定する「あらかじめ計画された定期点検、改修、更新、新設」は、自治法が規定する一般廃棄物処理計画の中で解決されるべき事態だと思います。

今回のように老朽化に伴う焼却炉の廃炉を主原因として広域支援を実施するというような事例が前例となって、多摩地域だけでなく全国各地にある老朽化した焼却炉を持つ自治体が同様な処理方法を検討するようになれば、廃棄物処理行政が混乱することは明かです。

冒頭に述べたように、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定は、緊急事態にのみ対応するものに早急に見直すべきと思いますが、管理者の見解を伺います。

2問目は、公害対策について質問します。9月に発行された「西多摩エコニュース」をごらんになった住民の方々から、小金井市のごみが入ってからダイオキシンの測定値が高くなっているとの声が寄せられています。ニュースでは「急激な変動もなく、受託前と同水準で推移しています」と説明していますが、測定した5地点のすべてで数値が、わずかですが、高くなっていることは事実です。公害対策の現状について伺います。

3点目は、西多摩衛生組合が実施する住民明会は、居住地を制限することなくだれでも参加できるようにすべきではないかということです。去る3月10日には、広域支援に関して小金井市から副市長と担当職員を呼んで住民説明会が開かれました。そのとき衛生組合は参加者を羽村九町内会自治会生活環境保全協議会と、瑞穂町環境問題連絡協議会を構成する地域の住民だけに限定し、その地域以外の方の会場入室を拒みました。その方たちは西多摩衛生組合の構成市町の住民の方々でした。

行政の公正性、公平性から見ても、主権者への情報公開、説明責任ということから見ても、このようなことがあってはならないと思います。西多摩衛生組合が実施する住民説明会はだれでも参加できるようにすべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（串田金八） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） 7番、門間淑子議員のご質問にお答えいたします。

まず、小金井市のごみ広域支援に関する事項についてのご質問の1点目、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定は、予測できない緊急事態にのみ対応する内容へ早急に見直すべきであるがについてですが、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定は、多摩地域のすべての市町村とごみ処理施設を有する一部事務組合が、ごみ処理相互支援協力の必要な事態が発生した場合、その対応として広域な処理が円滑に実施できる体制をつくるための目的として平成6年10月1日に締結したものであります。

この協定の締結に当たりましては、平成4年から東京都市長会の附属協議会である三多摩清掃施設協議会で長い年月をかけて内容を検討してきた経緯がありますことから、清掃行政におきまして非常に重要な役割を持った協定であると考えております。

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定につきましては、多摩地域のすべての自治体及びごみ処理施設を有する一部事務組合で締結したものでありますので、西多摩衛生組合だけの意向では見直しをすることは難しい問題ではありますが、これまでに何点かの課題が提起されてきた経過があります。また清掃行政の運営につきましては、東京都から指導等をいただきながら実施しておりますが、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定の内容等につきましても同様に助言をいただいているところであります。

このように、これまでの経過を踏まえれば今後、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定について検討されることも考えられます。

次に2点目、広域支援開始後ダイオキシン類測定値に変動が見られ、不安の声も聞く。公害対策の現状はどのようにされているかについてですが、最初に広域支援開始前と開始後のダイオキシン類の測定値について申し上げますと、西多摩衛生組合から排出されるダイオキシン類の測定については、現在まで5回実施しております。

結果につきましては、開始前の直近の濃度と開始後の濃度を比較しますと、1号炉、2号炉、3号炉のすべての焼却炉で広域支援開始前よりも数値が低くなっています。また大気環境中のダイオキシン類の測定結果については、支援開始前の平成19年2月が、測定箇所5地点の平均で0.025pg、支援開始後の6月では0.055pgとわずかながら数値が上がっていますが、環境基準値の0.6pgを大きく下回っている結果となっております。

次に、西多摩衛生組合の公害対策の現状についてですが、広域支援受託のいかに関わらず従来から周辺地域に対する環境対策を最重要課題として認識しております。昨年から作成しております「環境報告書」の中においても、「環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場」をテーマとした環境方針を打ち立て、地域の皆様と協働して環境負荷の低減を図るため、全職員をあげて取り組んでおります。

環境負荷の低減に向けての具体的な取り組みにつきましては、1点目としては、ごみ焼却業務における安定した燃焼管理の第1段階として、ごみ質を均一化する必要がありますので、ごみ攪拌作業をコンピューターによる自動運転から職員による手動運転に切り替え、なおかつ、ごみピット内を4ブロックに分けて管理するなど合理的な攪拌作業を図り、安定したごみ質にしてから焼却をしております。

また、燃焼管理の第2段階として、焼却温度と空気量の微妙な関係を最善に保つ必要があることから、類似施設へ職員を派遣し、知識の習得や貴重な体験を積みせるとともに、専門機関からの技術的な助言をいただき、現在は焼却するごみ質に合った燃焼管理を行っております。

2点目としまして、公害対策の充実を図るため、従来より各種の対策工事を実施してきているところでありますが、公害設備等の重要な箇所につきましては、早めに交換を実施しております。本年度についま

してはバグフィルターの交換時期を迎えましたので、7月の臨時会で補正予算時にご説明申し上げましたが、従来よりも高性能である触媒入りのバグフィルターを導入し、今月末には交換工事が終了する予定となっております。

今後の予定といたしましては、2号炉における触媒入りのバグフィルターの効果等を検証しますが、来年度以降、1号炉、3号炉についても導入を図っていきたいと考えております。

当組合としましては、安全で安定したごみ焼却業務を推進していくに当たり公害防止協定の主旨を真摯に受け止め、取り決められた内容を厳守し、さらなる環境負荷の低減を目指していく考えです。

次に3点目、西多摩衛生組合が行う住民説明会は、居住地を限定せず、だれでも参加できるようにするべきではないかについてですが、本年3月10日に行いました説明会につきましては、羽村市九町内会自治会生活環境保全協議会並びに瑞穂町環境問題連絡協議会と締結しております公害防止協定に基づき、両協議会の地区内にお住まいの方々を対象に開催したものであります。

西多摩衛生組合としましては、これまでも資源化できないプラスチックの焼却、環境報告書の作成、構成市町間での協議により実施されました可燃ごみの分別統一化などの説明を両協議会に対して行っていました。公害防止協定の中では、工場の操業状況や公害対策の実施状況については、必要に応じ報告することとなっております。両協議会への対応といたしましては、今回が初めてのものではなく、従来から組合として責任を持って両協議会への説明対応を行ってきました。

また、組合と構成市町との役割については、平成19年3月17日に開催した正副管理者会議で確認しております。確認した内容とは、羽村市並びに瑞穂町の両協議会地区内住民の方々への説明は組合が責任を持って行い、それ以外の構成市町住民の方々への説明につきましては、正副管理者が構成市町の首長ということもありますので、構成市町が責任を持って行う。ただし、構成市町で説明会を開催する際に、構成市町からの要請があれば、組合職員は補助説明員として出席することができるというものであります。

西多摩衛生組合は、構成市町の可燃ごみの共同処理を行うという重要で重大な責務を負う一部事務組合であります。構成市町との情報の共有、意見交換などを密接に行い、協力し合い、お互いの役割分担を責任持って遂行していくことがこのような施設を運営していく上で大事なことであります。

よって、今後につきましても3月17日に正副管理者間で確認した内容に従い、組合として責任を持って両協議会地区内の住民の方々への説明対応をしていきたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○議長（申田金八） 門間淑子議員。

○7番（門間淑子） 再質問をします。

1点目からずっと質問をしておきますが、今後、この協定の内容について検討されることもあり得るということで、そもそもこの「あらかじめ計画された」ということの解釈が今回は非常に大きな意味を持っていたというふうに思うわけです。

廃棄物処理というのは、自治法が計画する計画行政、それから廃棄物処理法が規定するさまざまな処理方法など、地域限定の自区内処理ということも含めて、迷惑施設であるがゆえにかなり厳しく規定されているというふうに思いますけれども、その中で、先ほど冒頭で一般質問の中で申し上げましたとおり、この「あらかじめ計画された定期点検、改修、更新、新設」というのは、自治法が定める計画行政の中に含まれるのではないかとというふうに私は思って、今回一般質問をしたわけです。

そうしますと、広域支援で行うべき事態というのは、例えば中越沖地震で焼却炉の煙突が崩壊して緊急支援が必要だというような、ああいうような予測できないことが起きたときということになると思うので

すけれども、それから計画的に行っていた定期点検、改修、更新、新設の中で不測の事態が起きたときというふうなことになると思います。

そういう意味でいえば、この「あらかじめ計画された新設」、今回は小金井市の場合が「あらかじめ計画された新設計画」ということで、10年のスパンのものがこの広域支援に該当するというようなことになったわけですが、こういったことは改善されるのではないかと、つまりもう少し限定された、広域支援というものがもう少し限定され、絞り込まれていくのではないかと、そのところをもっと具体化しないと、やはりこのような協定でいけば同様の問題が浮上してくるのではないかと、今後検討されることもあるということですが、ただ、西多摩衛生組合だけでは難しいというふうなお話もありましたので、具体的にこの検討はなされていくのかどうかですね。今回の場合はブロックを越えて多摩地域に全部波及していったということもありますので、これは全体ブロックの中で考えていかなければなりませんけれども、やはりだれかが言い出していかなければならないというふうに思いますので、これが本当に検討されることになるのかどうか、それから1ブロック、2ブロック、3ブロックで同様な問題点は出てきていないかどうかということをお聞きします。

2番目の方の公害対策についての再質問では、今後1号炉、2号炉のバグフィルターも交換していくということでしたが、この「エコニュース」の中で5地点の大気中のダイオキシン測定値というのが、確かに規定値の中ではあれ、いずれもやはり上がっているということに対して地域住民の皆さんから「やはり上がっているのではないの」というご意見がいろいろ出ているわけです。そこに対してやはりそれは規定値の中だから大丈夫ですよというふうなことだけではやはり難しいのではないかと、このように思っていて、そこに対する具体的なアプローチということが必要ではないかと、このように思うのですけれども、その方法についてお聞きします。

3番目に、住民説明会のことについてですが、今、管理者のお話では二つの協議会の地域内に住んでいる方をこれからも対象として、それ以外の方については構成市町の首長が対応するというふうなお話でした。

今後、この後議案で西多摩衛生組合の情報公開条例も改正されるわけですが、改正される前の西多摩衛生組合情報公開条例の目的のところを見ますと、情報公開の総合的な推進ということと、それから組織の運営に関し市民に説明する責務を全うするということで市民との信頼を深め、市民の組合運営への参加を促進し、公正でより一層開かれた組合運営推進することを目的とすると、これは改正前の情報公開条例ですが、というふうに書かれているわけです。

この条例に従えばどなたでも、構成市町の市民はどなたでも情報公開請求する権利があると同時に、それに対して、組合運営に関して組合は説明責任を果たす義務があり、また組合運営の参加を促進することからいけば、住民説明会もやはり地域限定ではなくて、おいでになった方を拒絶することではなくて参加を促し、そして説明責任を果たしていくということが必要なのではないかと、このように思いますけれども、もう一度この条例に則して、そしてこの後改正される条例は「何人も」というふうになっておりますので、さらに説明責任の範囲は広がるわけですが、この条例に基づく考え方をもう一度お聞きします。

○議長（申田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） それでは、1点目の協定内容の改正が今後、見直しがされるのかどうかというふうなお話でございますが、実は清掃行政につきましては26市の中でいろいろな協議会がございます。その中で例えば、これは行政単位でやっているのですが、多摩地域の清掃協議会というのがございます。ま

た施設を持っている、これは一部事務組合でございますが、三多摩清掃施設協議会という、そういう会議、そういういろいろな協議機関がございます。

その中で、先ほども管理者から答弁をしましたが、いろいろそのような中で、小金井市のこの支援が始まったというような、小金井市というか、二枚橋衛生組合の関連で始まったわけではございませんが、以前からそのような形で、広域支援の形をどのように見直していくかというようなことも、そんなような課題もございます。

ですから、今後につきましては、西多摩衛生組合から申し上げることでございませぬが、一応そういうような協議会の中でこれから、広域支援協定の見直しにつきましていろいろな議論がされていくのではないかなということでございます。またそういう議論の中で、西多摩衛生組合としましても、今近隣住民からお話いただいているようなことも反映をしながらやっていきたいなということでございます。

あと3点目につきましては、住民説明会の関係でございますが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、広くというような今、門間議員からお話ございましたが、これは西多摩衛生組合、3市1町で構成しているわけでございますので、その中でやはり役割分担というのが必要だろうと思っております。

その中では、やはり西多摩衛生組合としては羽村・瑞穂の協議会の中で、そういう住民の方々には西多摩衛生組合で、またそのほかにつきましては構成市町の方で責任を持ってやっていただくというような、そういう正副管理者会議でも確認を取れていますので、そういう形で今後も進めさせていただきたいというような考え方でございます。

2点目につきましては管理課長の方からご答弁を申し上げます。

○議長（串田金八） 管理課長。

○管理課長（島田善道） 2点目のご質問について、周辺の環境に対する対応ということで、当然西多摩衛生組合も今ご指摘のとおりのお考えをしているわけでございます。

この大気中の環境については、なかなか難しい問題がございまして、いろいろな要因が重なりましてその重複した結果であり、なかなか原因を特定ができないと、こういった現実問題もあります。

しかしながら、我々としても周辺の住民の方々のお気持ちを十分理解しているということで、先ほど管理者の方の答弁にもございましたように、できるだけ濃度を低くしていくというようなことで対応しております。

大気中の濃度については、西多摩衛生組合で夏場と冬場と年に2回、それぞれ5カ所で計測をしています。もう10年間それをずっと続けてきています。そういった中でも多少増減がございませぬが、環境基準値の0.6ppg以下でございます。最大で、過去の実績からいいますと、平成13年度が一番高くて0.36ppgというような測定が最大値であります。その後はもう一つゼロがつかまして、その中で推移をしていくというような状況でございまして、西多摩衛生組合としてはバグフィルターを高性能に更新し、濃度を低くしていくために、現在我々の目標としているのは、法規制値の100分の1である0.01ナノグラム、これはもう既にクリアをしています。現在は0.00と2個ついていますので、千分の1の世界、これからはこれを目標にしてゼロが三つと、1万分の1ですね。で対応していったら、できるだけ濃度を低くしていくと、こういうふうな対応でしていきたいということでございます。

○議長（串田金八） 7番、門間淑子議員。

○7番（門間淑子） 再々質問をします。

協定については、今後見直しが課題となっているということですし、今回の小金井市の問題というのはさまざまな機関からもかなり注目されているということもあって、この見直しについてはできるだけ早い

段階でスタートして行ってほしいというふうに思います。

2番目の公害対策なのですが、この測定、夏、冬の2回ということでしたけれども、ここでバグフィルターも交換するというのですが、この測定の回数というのをふやしていくというような考えはありませんか。当面ふやして、小金井市のごみが入ってきているこの近年について、当面測定をふやしていくという考えはないかどうか。

それから、ここでバグフィルターが交換になりますけれども、その後どういふ変化をたどるのかの数値の公開といいますか、検査といいますかはどういふふうなプロセスをたどるのかちょっとお尋ねします。

それから、住民説明会の方ですが、これからも西多摩衛生組合が行う住民説明会は地域限定型で、それ以外は各構成市町の責任というお話でしたが、ただ、そのときにおいでになった方を、やはり地域が違うということで参加を見合わせていただくようなことはやめていただきたい。おいでになった方はやはり主催者として会場に迎えていただきたいというふうに思います。この地域の方を対象として説明会を開くという建前であっても、おいでの方にはやはり全員入っていただくという配慮が必要なのではないか、情報公開条例の趣旨からいってもそれは必要なのではないかというふうに思います。おいでになった方の入室を拒むというようなことだけはやめていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 住民説明会の方につきましてちょっとご答弁申し上げますが、実は先ほどちょっと私が説明不足だったかもしれませんが、3月10日につきましてはやはり地元と結んでいる公害防止協定に基づいての説明会でございますので、今のとおりそういう形では進めさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 大気中の測定の回数というお尋ねですが、現在年に2回、それぞれ羽村市、瑞穂町全体で5カ所ずつの測定をしています。これは施設稼働時に周辺の方々との、回数にしろ、測定場所にしろ、周辺の方々の要望をそのまま取り入れて測定を行っています。現在そういうふうな、これをふやすというような要望はございませんので、とりあえずこのままで測定をしていきたいというふうに考えています。

それから、新しいバグフィルターを交換して測定をということですが、当然我々もその性能をどうかという確認をする必要がございますので、今年は古いバグフィルターのときに2回測定をしまして、今後11月に工事が終わります。来年の3月までの間に3回ほど測定をしていくと、ここで交換前と交換後の状況はどうであるかというような把握をしていくと、これらも対策協を通じてデータの公開をしていくと、こんな予定になっております。

○7番（門間淑子） 答弁漏れです。やめてほしいということに対して。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） やめてほしいということは、先ほど申し上げましたとおり、3月10日に行った説明会につきましては公害防止協定に基づきましての説明会でございますので、そういう形で、従来どおりでやっていきたいというような、そういう考えでございます。

以上でございます。

○7番（門間淑子） 議長、ちょっと答弁がずれるのですけれども、いいですか。

○議長（串田金八） 暫時休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（申田金八） 休憩前に引き続き会議を開きます。

羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 説明会につきましては従来どおり地域の方々、それで住民の方、一般の方を入れるかというお話でございますが、3月10日の住民説明会につきましては、協議会以外の方につきましては下で傍聴できるような形で放送しておりますので、そういう形で進めさせていただきたい、そのように考えてございます。

○議長（申田金八） 以上で一般質問を終わります。

○8番（川崎明夫） 特に発言を求めますけれども、よろしいでしょうか。

今、門間議員の質問の中で、この施設を迷惑施設というふうに言われたと思うのですね。迷惑施設というものが定義がどこにあるのか、そこら辺のところを、不穏当な発言だというふうには私は思うのですけれども、門間議員の迷惑施設という施設の限定、定義というのはどこかにあるのかお聞きをしたいと思います。不穏当発言だというふうには私は思います。

○議長（申田金八） ただいま川崎議員から、門間議員の発言が不的確という発言がありましたので、暫時休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時13分 再開

○議長（申田金八） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問中ですので、川崎議員の質問はここでは取り扱わないということで、議長判断にさせていただきます。

以上で一般質問を終わります。

これより議案審議に入りますが、質疑は同一議員につき、同一議案について3回までとなっておりますので、よろしくお願いします。

次に、日程第4、認定第1号、平成18年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 認定第1号、平成18年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。

平成18年度のごみ搬入量につきましては、実績で申し上げまして7万3,186トン、前年度比較1.6%の微増となっております。

決算の内容でございますが、歳入におきましては収入済額で36億7,906万8,478円で、このうち約92%が構成市町の分賦金収入となっております。歳出の支出済額といたしましては36億1,739万3,549円で、予算に対する執行率は98.3%となっております。歳入から歳出を差し引いた後の残額6,167万4,929円は翌年度への繰り越しとなっております。

以上が決算の概要ですが、平成18年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（申田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） それでは、認定第1号、平成18年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての詳細につきましてご説明申し上げます。

お手元にご配付いたしました決算書をご覧いただきたいと存じます。

決算書の2ページ、3ページが歳入歳出決算の総括表で、4ページから7ページにわたりましては歳入歳出決算の内容となっております。9ページ以降につきましては附属資料の事項別明細書でございます。

それでは、附属資料でご説明させていただきますので、10、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、第1款分賦金につきまして、収入済額34億1,882万6,000円で、これは3市1町からの分賦金でございます。歳入総額の92.93%を占めております。

また、構成市町別の金額につきましては備考欄のとおりでございますが、割合で申し上げますと、青梅市47.59%、福生市20.57%、羽村市19.49%、瑞穂町12.35%となっております。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては収入済額7,183万9,948円で、歳入総額の1.95%となっております。主なものといたしましては、浴場施設使用料6,427万4,840円、余熱利用施設の食堂等の行政財産使用料の486万8,736円でございます。

次に、第3款財産収入につきましては収入済額1億1,000万円で、これは組合で当初の目的を達し、将来的にも活用する予定のない普通財産の土地を一般競争入札により売却したもので、歳入総額の2.99%となっております。

12、13ページをお開き願います。

第4款繰越金につきましては収入済額7,184万3,081円、これは平成17年度からの繰越金で、歳入総額の1.95%となっております。

次に、第5款諸収入につきましては収入済額655万9,449円で、歳入総額の0.18%となっております。内訳といたしましては第1項預金利子、これは歳計現金の運用による預金利子収入でございます。第2項雑入ではタオル等売上金、イベント参加負担金、余熱利用施設光熱水費等々が主なものでございます。

以上、歳入につきましては予算現額36億7,800万円に対し調定額、収入済額ともに36億7,906万8,478円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に14、15ページをお開き願います。

歳出でございますが、第1款議会費につきましては支出済額128万5,225円、予算現額に対しまして執行率85%、不用額は22万6,775円でございます。主なものといたしましては、1節報酬の101万円でございます。

次に、第2款事務所費でございますが、支出済額2億120万9,076円、予算現額に対しまして執行率97.54%、不用額は506万7,924円でございます。

1目一般管理費は支出済額1億8,988万3,166円で、主なものといたしましては、2節から16、17ページにございます4節までの特別職5名及び一般職職員11名の人件費と、18、19ページにございます19節負担金補助及び交付金でございます。

19節負担金補助及び交付金4,986万9,562円の主なものといたしましては、羽村市と瑞穂町の環境対策協議会への地域環境対策協議会助成金100万円と、周辺の環境対策費として羽村市へ3,200万円、瑞穂町へ1,600万円支払っております地元負担金4,800万円でございます。

第2目庁舎管理費は支出済額1,132万5,910円で、主なものといたしましては、庁舎の維持管理に係る13節委託料1,028万3,805円でございます。

20、21ページをお開き願います。

次に、第3款じん芥処理費でございますが、支出済額10億5,078万4,797円、予算現額に対しまして執行率95.66%、不用額は4,763万4,203円でございます。主なものといたしましては、職員19名及び嘱託員4名の人件費、11節需用費、13節委託料と15節工事請負費でございます。

22、23ページをお開きいただき、11節需用費の主なものは、公害防止用に用います活性炭・消石灰などの薬品類を購入した消耗品費、施設稼動に要する光熱水費でございます。

13節委託料の主なものは、ごみ焼却業務委託料、中央監視設備保守点検委託料、電気設備点検委託料、飛灰搬出運搬業務委託料などでございます。

24、25ページをお開きいただき、15節工事請負費の主なものは、毎年実施しております施設維持整備工事でございます。不用額4,763万4,203円の主なものは、職員手当における超過勤務手当の減、省エネルギー対策による光熱水費の減、委託料及び工事請負費における契約差金と緊急修繕工事の不要分でございます。

次に、第4款余熱利用施設事業費でございますが、支出済額1億3,021万9,122円、予算現額に対しまして執行率96.29%、不用額は501万3,878円でございます。主なものといたしましては、職員1名の人件費、11節需用費、13節委託料でございます。

26、27ページをお開き願います。

11節需用費の主なものは、浴場施設運営に要する上下水道料等の光熱水費でございます。

13節委託料の主なものは、フレッシュランド西多摩全体の運営に係わる受付及び清掃等業務委託料でございます。不用額501万3,878円の主なものは、光熱水費の減によるものでございます。

30、31ページをお開き願います。

次に、第5款公債費でございますが、支出済額22億3,389万5,329円、予算現額に対しまして執行率99.99%、不用額は9万671円でございます。

1目元金は、支出済額19億2,712万6,112円で、主なものといたしましては、平成6年度から平成9年度にかけて借り入れたごみ処理施設整備事業債元金償還金でございます。

2目利子は3億676万9,217円で、主なものといたしましては、元金と同様に平成6年度から平成9年度にかけて借り入れたごみ処理施設整備事業債利子償還金でございます。

以上、歳出につきましては、予算現額36億7,800万円に対しまして支出済額36億1,739万3,549円、不用額6,060万6,451円、執行率98.35%でございます。

33ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額36億7,906万8,000円、歳出総額36億1,739万4,000円、歳入歳出差引額6,167万4,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は6,167万4,000円でございます。

34、35ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。土地につきましては、組合用地のうち旧工業用水ポンプ場跡地を一般競争入札により売却したことによる1,026.14平方メートルの減で、決算年度末現在高は5万9,538.34平方メートルでございます。建物につきましては決算年度中の増減はございません。

36ページをお開き願います。

物品の調書でございますが、建物同様、物品につきましても決算年度中の増減はございません。

以上で、平成18年度歳入歳出決算の細部の説明とさせていただきます。

○議長（申田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。

なお、代表監査委員のご本人から申し出がありましたので、監査結果の報告の前にあいさつを許可することいたします。沖倉強監査委員

○代表監査委員（沖倉 強） ただいまご紹介いただきました代表監査委員の沖倉強でございます。

ただいま監査結果の報告につきましてご指名をいただきましたが、その前に一言ごあいさつをさせていただきます。

去る7月13日開催の議会臨時会におきまして、識見を有する監査委員としてご同意をいただきありがとうございます。これまで以上に識見を有する監査委員という立場から監査を進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、平成18年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についてご報告いたします。

平成18年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る平成19年9月21日午前9時から、組合会議室におきまして大坪監査委員とともに管理者、収入役等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。審査の結果、別紙審査意見書を送付いたしておりますことをあらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等が地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等につきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼として実施いたしました。

その結果、審査に付されました決算は地方自治法その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数についても関係諸帳簿と照合の結果誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくごみ処理業務及び住民の福祉の増進である余熱利用施設事業につきましては、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認した結果、所期の目的が達成されていることを確認いたしました。

また、組合事務事業における各種契約につきましては、定期補修工事に係る契約金額の査定方法や余熱利用施設利用者の集客を目的としたイベント開催等、適正かつ効率的に処理されているとともに、経費節減に向けての工夫が見られ、努力されていることが確認できました。

今後の組合事務事業におきましても、さらなる経費の節減と事業内容の見直し等効率的な財政運営に努めるとともに、常に適正かつ公明、公正な事務事業が執行され、適正な維持管理のもとに地域住民の負託にこたえることを希望し、決算審査意見書といたしました。

以上、平成18年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（申田金八） 以上で監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。2番、近藤議員。

○2番（近藤 浩） 何点かお伺いいたします。

1点目は、決算書の25ページですが、上から4行目の広報用資料ですね。この広報用資料は何回で、どういったふうに配られたか、お願いします。

2点目は、その何行か下の緊急修繕工事ですね。これについて、どういう緊急修繕の必要があったのかをお伺いします。

3点目は、事務報告書になりますが、59 ページ、工事請負契約の関係ですけれども、随意契約、指名競争入札がありまして、ほとんど石川島環境エンジニアリングということでありましてけれども、その工事の、何というのですか、内容というのですか、5番と6番が指名競争になっていますよね。随意契約と指名競争というふうに分けてある理由ですね、ちょっとその辺のご説明をお願いします。

4点目が、事務報告書の60 ページ、真ん中当たりの8番の環境調査委託、この環境管理センターという会社で委託されておりますけれども、どういう会社か、例えばいろいろな自治体でもこうやって請け負いでやっているというか、そういうような長年やっているような、そういう会社なのかどうか、その辺のご説明をお願いします。

それから、5点目が同じく事務報告書の62 ページですけれども、物品関係の1番、文具・事務用品、構成市町内がゼロ件で、構成市町外が7件というふうになっておりますけれども、これは何か特別な考え方があるかどうかお伺いします。

あともう1点ですけれども、6点目は余熱利用施設の関係ですね。全般的な関係ですけれども、施設の余熱利用について、施設の使用料が約7,000万円と、6,900万円かな。施設の運営費が1億何千万円かで、何千万円かの赤字ということで、住民サービスとか、地域に安い使用料でサービスしておりますので、赤字であっても別にそれはそれでいいと思うのですけれども、むしろもっと料金は安くしていただいてもいいかなという気もするのですけれども、それはともかくとして、やはり何千万円か赤字になっているわけで、それはやはり何とかしようという努力、工夫というか、先ほど意見書の決算の関係でも努力があったということですが、どういうふうに今後全体として総括していくのかをお願いします。

以上です。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 私の方から、最初の方のまず25ページの広報誌の配布委託ということで、これは3月の説明会のお知らせというような形でそれを、それから支援受託に向けてのいろいろな情報を組合の周辺の地域に全戸配布した広報誌でございます。

それから、2点目の緊急修繕工事の内容でございますが、実は今も施設の定期補修工事をしておりますが、こういった清掃工場は事前にすべてが把握ができて工事にかかる、こういったことは現実問題として難しい状況がございます。当然いろいろな長期的なことを想定して、あらかじめ予算をして設計をしていくということになるわけで、実際工事になって、例えば炉の中に入ってみて状態が想像以上に壊れていたりとか、そういったところがかなりございます。そういうふうなところをまとめて、予測できないということで、緊急工事で対応しているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） ご質問いただきました事務報告書59ページの契約の工事請負契約のところでございますが、上の4点の随意契約している案件につきましては、こういうプラント施設でございますので、特殊な技術の方にかかわるものと、あとまた性能補償といたしましてプラント業者に施行責任を生涯補償させております。そういう部分でその業者でなければ困るところについては随意契約をさせていただいております。

また、その後の5、6につきましてはその中でも分けられる工事等については、極力入札でという話を前にもいただきましたので、切り離せるものについては入札という方法で行っております。

それともう1点、62ページの指名競争入札で参加登録者数の状況のところの(2)の物品のところ、

文具のところの7件ということなのですが、うちの方といたしましては契約事務規則第32条に基づき、組合に指名参加申請のあった業者の審査及び格付けを行い、指名業者登録名簿を作成しております。市内、構成市町内の業者については申請がなかったものですから、構成市町外の7件ということになっております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 施設課長。

○施設課長（松沢昭治） 余熱利用施設の持ち出しとのご質問だと思います。余熱利用施設の歳入につきましては、事務報告書の85ページ以降に記載をしてあるわけでございますけれども、収入といたしましては使用料及び手数料、それと5款の諸収入、雑入で合わせまして7,629万644円の歳入がございました。それに伴いまして歳出の方が総額1億3,021万9,122円ということになっておりまして、5,392万8,478円が一般財源、すなわち分賦金としての持ち出しとなっております。

このことにつきましては、事務局としてもいろいろ今、試行錯誤しているところでございまして、例えば今、食堂及びマッサージ等につきましても行政財産使用料の収入のみというような形になっておりますけれども、これをある一定の割合で収入を還付していただくとか、そういうような形で今後、地域住民の方とのお約束もございますので、指定管理者制度という形にはとれないのですが、それにほぼ近いような形で今後一体化したような、そんな運営をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） もう1点ございました。失礼しました。

事務報告書60ページのところの(8)の環境調査委託、契約業者、環境管理センターについてというご質問をいただきましたが、これは検査業務を専門としている業者でございまして、八王子市にある業者なのですが、俗にECCという名前で構成市町などでも契約業務を行っている業者でございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 2番、近藤浩議員。

○2番（近藤 浩） それでは、1点目なのですが、これに関しては3月10日以降の全戸配布だったということで、ほかの広報は、これのみということはないと思うのですが、その辺はどういうふうになっているか、どこに、どこかに出ているのでしょうか。どういうふうに、他の一般的な広報とか、あるいは3月10日の広報とか、そういったのはどのくらい、何回ぐらい、それから幾らぐらいかかっているのかお願いします。

次は2点目なのですが、炉の中で予測できない事態があったということで、さっきの広域支援の話とも関連するような気もするのですが、例えば緊急工事で対応できる範囲と、これだと広域支援になるとか、この辺はどういうふうに想定されているのか、もう1回お願いします。

3点目なのですが、経過は指名競争になるというのでわかりましたけれども、それにもかかわらず引き続き石川島が取っているということで、入札の結果そうなったということなのでしょうけれども、やはりその辺どうだったのかなということをお伺いいたします。

次に4点目の環境管理センターなのですが、先ほどもお聞きしましたけれども、例えばほかの衛生組合とか、そういうところでもやっているような会社、企業なのかどうかお伺いします。

5点目、6点目、あとは結構です。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 1点目の緊急工事なのですが、広域支援とのかかわりはともかくとしまして、緊急修繕工事というのは当初計画、いろいろ計画をします。その計画どおりにすべて実施するとき、我々が予想していたおりの補修が必要な箇所だとか、そういうのがマッチングすれば緊急修繕工事にはならないのですが、やはり我々が当初計画をしていた以上に劣化とかそういうのが進んでいる状況になるということがありますので、そういったときに緊急修繕工事をやるということでございまして、例えば具体的にはコンベヤーは計画のときにはまだもつであろうと思っていたけれども、実際工事に入っていたらコンベヤーのチェーンが壊れてしまったというふうなところ、あるいは調整が必要であるというようなことがわかることがありますので、そういったときには緊急修繕工事というようなことで対応しているということです。

それから広報誌につきましては、18年度はこの「お知らせ」という全戸配布したのはこの1回だけのございます。

以上です。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 契約の件でございますが、契約業者につきましては、指名競争はすべてやはり入札の結果ということになります。

それともう1点、環境管理センターなのですが、他の衛生組合で委託業務をしているかということについてはちょっと把握しておりませんが、私も福生市からきておりますので、福生市では使ったことはございますし、局長に今お聞きしましたら、羽村市でも契約した業者ということでございます。

以上でございます。

○2番（近藤 浩） いいです。

○議長（串田金八） 7番、門間議員。

○7番（門間淑子） 恐らく問題、ちょっと2点ほどになりますが、1点目は決算書の29ページのイルミネーション設置委託料というのがあるのですけれども、この詳細をちょっとご説明いただきたいと思います。

それから、恐らくこの当たりにかかわってくるのかなと思います。19ページの人事給与管理システム使用料というのがありますが、このあと衛生組合の個人情報保護条例が議案として出てまいりますけれども、衛生組合の構造からいって、非常に技術的な部分でのノイズ点検というのは多いのだろうというふうに思いますが、この人事給与管理システムなどについては恐らく個人情報などがかわってくるのかなというふうに思うのですけれども、西多摩衛生組合で個人情報を管理していくときの保守点検をしていく場合、委託から再委託になっているものがあるかどうか、これは次の条例との関係で現実にはどうなっているのかをお聞きします。

○議長（串田金八） 施設課長。

○施設課長（松沢昭治） まず、1点目のイルミネーションの設置委託料でございますが、これは毎年クリスマスの時期になりますとクリスマスツリーを飾っております。ドイツヒョウという木が駐車場の真ん中にありまして、高さが15～6メートルございますか、そこに高所作業車を2台使いまして、丸1日かけまして設置をしていただきます。球の数が約3,000球ございまして、その設置及び取り外しにかかった経費でございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 総務課長。

○総務課長（谷部 清） ご質問いただきました決算書の 19 ページの人事給与管理システムの件についての個人情報との関係なのですが、うちの方もこの人事給与管理システムにつきましては、これは開発業者をお願いしていますので、再委託ということはないかと思っております。

以上でございます。

○議 長（串田金八） 7 番、門間議員。

○7 番（門間淑子） 確認するのですが、人事給与管理そのものを業者に委託していると、その機器によって仕事をしていると、その機器そのものの保守点検はその委託した業者がやるのかどうか、あるいはその機器の製造メーカーがやるのかどうかというところで再委託ということが発生してくるわけで、そこが今期上程されている、提案されている個人情報保護条例とも絡んでまいりますし、総務省が言っている個人情報にかかわる事項については原則再委託禁止というところになってくるわけで、一部事務組合という仕事柄、さほど多くはないのだと思いますが、このあと出て来る個人情報保護条例との関係で、そこを厳密に分けてお聞きしています。

○議 長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） この人事給与管理システムというソフトは業者のものなのですが、使っているのはうちのコンピューターだけの中で、業者間との連絡というのは一切ないのですね。メンテナンスにつきましては、機械のメンテナンスはその開発業者がやってくれていますので、そこだけなのですけれども、それ以外のところが入ってくるということはないです。

以上でございます。

○議 長（串田金八） ほかになければ、質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。7 番、門間淑子議員。

○7 番（門間淑子） 認定第 1 号、平成 18 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について、認定することに反対の討論を行います。

平成 18 年度事業で最も大きな問題点は、小金井市の可燃ごみの受け入れ決定をしたことです。事務報告書の 9 ページから 11 ページにかけて、支援受託に至った経緯が知らされています。小金井市からの要請は、年間 1 万トンの可燃ごみを 10 年間焼却してほしいとするもので、受託の決定は正副管理者のみで決定しています。そこに住民は不在でした。

今回の受託は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定第 2 条の 2 項の「あらかじめ計画された定期点検、改修、更新、新設」という規定を無理に拡大して適用したものだとは私は考えています。

小金井市が新しいごみ処理施設の用地さえ決定していないにもかかわらず広域支援を決定したこと、広域支援の期間は 10 年間という長期にわたることをあらかじめわかかっていて受託していること、住民不在で決定したこと、実際の計画性、継続性や廃棄物の自区内処理の原則から見てもとても容認できる支援体制ではありません。

また、西多摩衛生組合情報公開条例に照らして、受託決定のプロセスと住民への情報公開はやはり納得できるものではありませんでした。情報公開と説明責任のあり方は今後改善されるべき点があります。

以上の理由によって平成 18 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定に反対するものです。

○議 長（串田金八） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。8 番、川崎明夫議員。

○8 番（川崎明夫） 平成 18 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討

論をさせていただきます。

本決算の認定に当たり、まず申し上げたいことは、西多摩衛生組合の責務ですけれども、1点目に、ごみ処理施設の適正な管理と安定した業務運営を図ること。2点目としては、当施設から最終処分場を管理運営しています東京たま広域資源循環組合までの焼却灰等の安全な運搬に努めること。また3点目としては、当組合の周辺住民の福祉の増進にかかわる施設の適正な管理と安定した業務運営を図ることではないかと考えております。

このような観点から平成18年度決算の内容を見ますと、ごみ処理施設の適正な管理と安定した業務運営に関しましては、平成18年度事務報告書の64ページから84ページまでにありますように、構成市町から排出された約7万3,000トンのごみを法令等に基づき安全かつ衛生的に焼却処理するという目的を達成しています。

また、76ページ以降に記載されている各種の測定結果につきましては、羽村市並びに瑞穂町の周辺住民と公害防止協定で約束しております値を遵守しております。これは特に決算書23ページの各種点検委託及び25ページの施設維持整備工事を適正に執行したことによるものと考えております。

次に、焼却灰等の安全な運搬につきましては、最終処分場の延命化を図る目的のために、東京たま広域資源循環組合で平成18年度から開始したエコセメント化事業に積極的に参加しており、その運搬方法についてはジェットパッカーという密閉度の高い大型車を使い、運転走行中の安全性を確保しております。このエコセメント化事業につきましては、それまで埋め立てるしかなかった灰をセメント化するという最終的なリサイクルではないかと考えられます。

さらに、周辺住民の福祉の増進にかかわる施設の適正な管理と安定した運営につきましては、余熱利用施設であるフレッシュランド西多摩についてのことでございますけれども、事務報告書の85ページから101ページまでに記載されているとおり、同種の施設が近隣に建設されてきている中、集客の拡大を図るための各種イベントに取り組むと同時に、常日ごろからの施設の衛生管理に努力していることが伺えます。特に秩序及び風紀を乱す恐れのある方の入館につきましては、先日の臨時議会でも説明がありましたが、他の利用者が安心して施設を利用できるよう、関係機関の協力も得て、確固たる決意と真摯な対応をもって再度の施設利用のお断りに取り組まれたとのことでした。

このようなことから、本決算につきましては当初予定されていた事務事業が適正かつ確実に履行されているとともに、西多摩衛生組合の目的を達成した決算であると認められます。

しかしながら、西多摩衛生組合の果たすべき使命につきましては、今後も着実に推し進めなければならないものでありますので、さらなる事務事業の推進、効率的な財政運営を図ることを期待し、平成18年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定につきましての賛成討論といたします。

○議長（申田金八） 以上で討論を終わります。

これより認定第1号、平成18年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決いたします。

認定第1号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○議長（申田金八） 挙手多数であります。よって、本案は原案どおり認定することに決定いたしました。

3時まで休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（串田金八） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第12号、西多摩衛生組合個人情報保護条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第12号、西多摩衛生組合個人情報保護条例の件につきましてご説明申し上げます。

当組合といたしましては、高度情報化社会の進展や住民のプライバシーに対する意識の変化などに伴い、個人の権利利益を保護するため、構成市町における個人情報保護条例の制定内容を参考とし、西多摩衛生組合個人情報保護条例をご提案申し上げるものでございます。

この条例は、6章52条及び付則により構成されており、第1章の総則におきましては、本条例の目的及び定義並びに実施機関と住民の責務などを規定しております。

第2章では、保有個人情報の適正な取り扱いの確保のため、個人情報の収集の制限、個人情報取扱事務の届出、委託に伴う措置、目的外利用及び電算処理に関する制限などを規定しております。

第3章では、自己情報の開示、訂正、中止などの請求手続きに関する事項を規定するとともに、実施機関が開示決定に際し判断すべき不開示情報などを定め、組合情報の開示等の決定及び方法を規定しております。

第4章では、不開示決定などの際に、その決定に不服がある場合に再度審議するための救済手続きと、救済機関の組織について規定をしております。

第5章では、他の制度との調整、実施状況の公表などを規定をしております。

第6章では、本条例の趣旨に反し、定められた目的以外の目的で保有個人情報を外部提供した場合などにおける罰則について規定をしております。

付則では、この条例を平成20年4月1日から施行しようとするとともに、条例施行日以前に現に実施機関が保有している個人情報についても、本条例の規定に則り取り扱うものと定めております。

なお、条例の詳細につきましては事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） それでは、議案第12号、西多摩衛生組合個人情報保護条例の細部につきましてご説明申し上げます。

まず、第1章「総則」でございますが、第1条から第4条までとなっております。

第1条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、この条例を解釈し、運用するに当たっての指針となるものでございます。

第2条は、実施機関、個人情報等この条例において引用される用語の定義について定めたものでございます。

第3条は、第1条の目的を達成するため、条例の解釈、運用に当たり最大限の配慮をするよう、実施機関及び実施機関の職員の責務について定めたものでございます。

第4条は、住民相互の権利利益を侵害することのないよう、住民の責務について定めたものでございます。

次に、第2章「保有個人情報の適正な取扱いの確保」でございますが、第5条から第13条までとなっております。

第5条は、第1項第1号から第4号までに掲げられました個人情報については、不適正に取り扱われた場合、不安や苦痛を感じさせる程度が強く、個人の権利利益の侵害にも直結する恐れがあることなどから、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審議会に意見を聞いた上で、事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと認めるときを除いて収集してはならないと定めたものでございます。

第6条は、個人情報を収集する際の目的の明確化、範囲、本人収集などの基本原則を定めるとともに、例外的に本人以外のものから収集することができる場合を定めたものでございます。

第7条は、実施機関が保有個人情報を取り扱う事務を開始、変更、廃止する場合における管理者への届出義務を定めるとともに、個人情報保護審議会への報告義務及び住民の閲覧について定めたものでございます。

第8条は、個人情報の正確かつ安全な状態での確保など適正な管理を行うための実施機関の義務について定めたものでございます。

第9条は、個人情報を取り扱う事務を委託する場合における個人情報の保護に必要な措置義務について、次の第10条は、受託者及び受託事務等従事者の責務について定めたものでございます。

第11条は、本人の同意や法令等の定めがある場合など例外的な場合を除き、目的外の利用又は外部への提供をしてはならないということを定めたものでございます。

第12条は、電子計算組織により個人情報を処理するときは、個人情報保護審議会の意見を聞かなければならないとことを定めたものでございます。

第13条は、電子計算組織のオンライン結合により保有個人情報を提供してはならないことを定めておりますが、法令等に定めがある場合など例外的に結合する場合においても必要な措置を講じなければならないとしております。

次に、第3章「自己情報の開示、訂正等」でございますが、第14条から第33条までとなっております。

第14条から第23条は、自己情報の開示請求に係る手続き等を明らかにしたもので、第14条は、何人に対しても自己情報の開示を請求する権利を、第15条は、開示請求に係る手続きを定めたものでございます。

第16条は、自己情報の開示請求に対する実施機関の開示義務について定めておりますが、例外的に法令等の規定などによる場合は開示することができないとしております。

第17条は、自己情報の一部に不開示情報が記録されている場合における一部開示について、第18条は、自己情報の存否応答の拒否について定めたものでございます。

第19条は、開示請求に対する実施機関の決定等に関する手続きについて、第20条は、開示決定等の期限について、第21条は、不開示又は一部開示における開示請求者への書面での理由提示について定めたものでございます。

第22条は、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合の第三者保護について定めたものでございます。

第23条は、自己情報の開示方法について定めたものでございます。

次の第24条から第27条までは、開示請求と同様に、訂正請求に係る手続き等について、第28条から第32条までは、中止請求に係る手続き等について定めたものでございます。

第33条は、開示請求等に係る手数料及び請求者の費用負担について定めたものでございます。

次に、第4章「救済の手続き」でございますが、第34条から第42条までとなっております。

第34条は、実施機関の自己情報の取り扱いに関する苦情の申し出、実施機関の迅速かつ適切な苦情処

理について定めたものでございます。

次の第 35 条から第 42 条までは、行政不服審査法に基づく不服申し立てがあった場合の手続き等を定めたもので、第 35 条は、不服申し立てがあった場合の西多摩衛生組合個人情報保護審議会への諮問について、第 36 条は、審議会に諮問した場合の不服申立人等への通知義務について、第 37 条は、第三者からの不服申し立てを棄却した場合の手続きについて定めたものでございます。

第 38 条は、個人情報保護審議会の審議事項、組織構成等について、第 39 条は、審議会の調査権限について定めたものでございます。

第 40 条は、不服申立人等からの口頭意見陳述等について定めております。

第 41 条は、不服申立人等が諮問実施機関に対して求めることができる審議会への提出資料等の閲覧又は複写について、第 42 条は、審議会の審議手続きの非公開について定めたものでございます。

第 43 条は、本条例で規定する以外の審議会の組織及び運営に関する必要な事項について定めたものでございます。

次に、第 5 章「他の制度との調整」でございますが、第 44 条から第 47 条までとなっております。

第 44 条は、他の法令等の規定により個人情報の閲覧、縦覧等ができる場合を除き、本条例と他の条例との調整について定めたものでございます。

第 45 条は、国又は他の地方公共団体への協力要請等について、第 46 条は、自己情報の開示等の実施状況の公表について定めたものでございます。

第 47 条は、本条例の施行に関し必要な事項について定めたものでございます。

次に、第 6 章「罰則」でございますが、第 48 条から第 52 条までとなっております。

第 48 条は、実施機関の職員等が保有個人情報を提供した場合の罰則について、第 49 条は、実施機関の職員等が保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供等した場合の罰則について、第 50 条は、受託者等の代表者又はその代理人、使用人その他の従事者が前 2 条に規定する違反行為をしたときに、その行為者を罰するのみならず、受託者等に対しても罰則を科することについて、第 51 条は、実施機関の職員が職権を濫用し、職務以外の目的で個人の秘密に属する事項が記載された文書等を収集した場合の罰則について、第 52 条は、偽りその他不正な手段により保有個人情報の開示を受けた場合の罰則について定めたものでございます。

次に、付則でございますが、第 1 項は施行期日に関する規定で、この条例は平成 20 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

経過措置に関する規定として、第 2 項は、現に行われている個人情報の取扱事務と本条例との関係について、第 3 項は、現に行われている個人情報の収集等と本条例との関係について定めたものでございます。

第 4 項は、本条例の施行にあたり、個人情報保護審議会の委員報酬を定める必要があることから、「西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正し、審議会委員の報酬を定めようとするものでございます。報酬額につきましては、その職責を勘案して日額とし、情報公開審査会委員の報酬額と同額としております。

以上で、西多摩衛生組合個人情報保護条例についての説明とさせていただきます。

○議長（申田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。7 番、門間議員。

○7 番（門間淑子） この条例制定に関しては大変いいことだというふうに思いますし、説明の中でも IT 化の中で必要だということで提案されたことを歓迎するものです。

なのですが、この条例の施行が平成 20 年 4 月 1 日からということになっていまして、それまでの間はみなし規定で、経過措置がもう盛り込まれているわけですが、4 月 1 日まで延ばさなくても、別に来月 12 月 1 日でも、翌 1 月 1 日でもよかったのではないかと、別にみなし規定を盛り込む必要もなく、直ちに施行してもよかったのではないかとこのように思うのですけれども、4 月 1 日までわざわざ延ばしていった理由は何かあるのでしょうか。

○議長（申田金八） 総務課長。

○総務課長（谷部 清） 確かに条例の施行日は来年の 4 月 1 日ということにさせていただいております。といいますのは、ここでこの条例を設けて、非常にこの条例は大事な条例ということもございます。職員の方への教育の徹底ですとか、今のうちの方が持っております個人情報のきちんとした管理、そういう部分での徹底を図るのに、4 月 1 日から条例の方は施行させていただいていく、それまでの間、職員の方の教育等の期間とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（申田金八） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（申田金八） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 12 号、西多摩衛生組合個人情報保護条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（申田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第 6、議案第 13 号、西多摩衛生組合情報公開条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第 13 号、西多摩衛生組合情報公開条例の件につきましてご説明申し上げます。

当組合では、平成 14 年 4 月に西多摩衛生組合情報公開条例を施行し、以来、構成市町の住民の皆様へ積極的に組合情報を公開、提供することにより、組合運営の透明性及び公平性の確保を図ってまいりました。

本案は、さらなる組合運営の透明性を確立するため、組合情報をより積極的に住民の皆様へ提供していくことを目的に、条例の全部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容については、組合情報の開示については、請求できる者の所在を構成市町の区域内外を問わず拡大したほか、開示義務をより明確に規定したこと、また構成市町の区域外からの開示請求に対する手数料を設定したことなどであります。

付則では、この条例を平成 20 年 4 月 1 日から施行しようとするとともに、経過措置として、条例施行日の際、現にされている開示請求などについては、本条例の規定にのっとり扱うものと定めております。

なお、条例の詳細につきましては事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（申田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） それでは、議案第 13 号、西多摩衛生組合情報公開条例の細部につきましてご説

明申し上げます。

全部改正後の本条例は、第1章から第5章までの章立てとなっており、第1条から第34条までの本則で構成され、最後に付則となっております。目次につきましては、記載のとおりでございます。

まず、第1章「総則」でございますが、第1条から第4条までとなっております。

第1条は、この条例の目的を明らかにし、組合情報の開示についての住民の権利、組合運営に関する説明の責務、公正な組合運営の推進について定めたものでございます。

第2条は、この条例において引用される用語の定義、対象となる組合情報の範囲について定めたものでございます。

第3条は、本条例の解釈及び運用、その際の個人情報への配慮について定めたものでございます。

第4条は、請求者に対し、組合情報の適正な使用について定めたものでございます。

次に、第2章「組合情報の開示」でございますが、第5条から第18条までとなっております。

第5条は、組合情報を開示請求できるものの範囲について定めたものでございますが、改正前の「構成市町の区域内に住所を有する者等」から「何人も」へと変更しております。

第6条は、開示請求の方法について定めたものでございます。

第7条は、組合情報の開示義務と不開示情報を7号にわたり定めたものでございます。第1号は、法令等の定めにより開示することができない情報。第2号は、公にすることにより権利、利益を害するおそれがある個人に関する情報、ただし、法令等の規定や人の生命、健康、生活、または財産を保護するために公にすることが必要であると認められるものについては、開示できるとしております。第3号は、公にすることにより競争上や事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれると認められる法人等の事業活動に関する情報、ただし、事業活動によって人の生命、身体及び健康に危害や支障等を及ぼすおそれがある場合等については、開示できるとしております。第4号は、公共の安全と秩序を維持することに支障が生ずると認められる情報。第5号は、組合や国、他の地方公共団体の内部又は相互間で審議、検討、協議の段階にあり、公にすることにより不当に混乱を生じさせるおそれや不利益を及ぼすおそれがある情報。第6号は、公にすることにより事務事業の性質上適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。第7号は、公にすることにより信頼を不当に損なうことになる第三者から条件付きで任意に提供された情報、ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するために公にすることが必要であると認められるものについては開示できるとしております。

第8条は、不開示情報が記録されている情報の一部開示について定めたものでございます。

第9条は、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合の開示について定めたものでございます。

第10条は、情報の存否を答えることで不開示情報の開示となる請求の拒否について定めたものでございます。

第11条は、開示請求に対する決定等の手続きについて定めたものでございます。

第12条は、開示決定等の期限について定めたものでございます。

第13条は、前条で規定した開示決定等の期限の特例について定めたものでございます。

第14条は、開示請求のあった情報の全部又は一部を開示しない場合の開示請求者への書面での理由提示について定めたものでございますが、不開示の情報で1年以内に開示できることが事前にわかっている場合は、そのことも請求者に通知することとしております。

第15条は、開示請求に係る情報に第三者に関する情報が含まれている場合の第三者保護について定め

たものでございます。

第 16 条は、開示決定をした場合の開示方法について定めたものでございます。

第 17 条は、開示に係る手数料について定めたもので、第 1 項で無料とはしておりますが、今回、請求者を「何人も」に変更いたしましたので、第 2 項に定めるもの以外は手数料を徴収するとしております。

第 18 条は、他の制度等との調整について定めたものでございます。

次に、第 3 章「救済の手続」でございますが、第 19 条から第 27 条までとなっております。

第 19 条は、行政不服審査法に基づく不服申し立てがあった場合の西多摩衛生組合情報公開審査会への諮問について定めたものでございます。

第 20 条は、審査会に諮問した場合の不服申立人等への通知義務について定めたものでございます。

第 21 条は、第三者からの不服申し立ての却下等をした場合に、条例第 15 条の規定を準用することについて定めたものでございます。

第 22 条は、情報公開審査会の組織構成等について、第 23 条は、審査会が審議を行うために必要な調査権限について定めたものでございます。

第 24 条は、不服申立人等からの口頭意見陳述等について定めたものでございます。

第 25 条は、不服申立人等が諮問実施機関に対して求めることができる審査会への提出資料等の閲覧又は複写について定めたものでございます。

第 26 条は、審査会の審議手続の非公開について定めたものでございます。

第 27 条は、本条例で規定するもの以外の審査会への組織及び運営に関する必要な事項について定めたものでございます。

次に、第 4 章「情報公開の総合的な推進」でございますが、第 28 条から第 30 条までとなっております。

第 28 条は、情報公開の総合的な推進に関する組合の責務について定めたものでございます。

第 29 条は、長期計画や基本計画などの情報の公開、公表等について定めたものでございます。

第 30 条は、事業者の保有する情報の公開に向けての協力要請について定めたものでございます。

次に、第 5 章「雑則」でございますが、第 31 条から第 34 条までとなっております。

第 31 条は、情報の適正な管理、検索に必要な資料の作成について定めたものでございます。

第 32 条は、情報開示等の実施状況を毎年公表することについて定めたものでございます。

第 33 条は、本条例の施行に関し必要な事項について定めたものでございます。

第 34 条は、審査会の委員が審議過程等で知り得た秘密を漏らした場合の罰則について定めたものでございます。

次に、付則でございますが、第 1 項は施行期日に関する規定で、この条例は平成 20 年 4 月 1 日に施行しようとするものでございます。

第 2 項から第 5 項は、この改正に伴う改正前の条例の適用を受ける事務等に関する経過措置で、現に行われている情報公開請求、不服申し立てなどの取り扱いについて定めたものでございます。

以上で、西多摩衛生組合情報公開条例についての説明とさせていただきます。

○議長（申田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。6 番、木下議員。

○6 番（木下克利） 17 条の手数料のことで伺いますが、別表のとおりというふうになっておりまして、1 件名につき 100 円ということですが、A 4 1 枚でも、例えば 100 ページのものでも 100 円ということで、幾らこれは、大量開示の場合の一定の歯止めというか、なんかをどう考えているのかなと思うのですが、

この当たりのご心配はいいのでしょうか。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 1件 100円ということでございますが、1件の数え方といたしましては、例えば決算手続き等で一つになるものですね。いろいろな書類が関係して決済が一切終わるものが、それで1件という形で考えております。

また、そういう形でなくても合理的に関連性のあるものについては、やはりそれで1件という形に考えていきたいと考えております。

手数料は、今の1件につき100円は手数料なのですが、複写等のコピー代は別に実費負担していただくこととなります。失礼いたしました。

○6番（木下克利） わかりました。

○議長（串田金八） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号、西多摩衛生組合情報公開条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7、議案第14号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第14号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が平成19年8月1日に施行されたことに伴い、「西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例」に引用している同法律の引用条番号に変更が生じたため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、お手元に配付しております議案第14号附属資料、新旧対照表をごらんください。

条例の目的を規定している第1条中、改正前の法律で、期末手当等の支給を規定している「第6条の2」を「第7条」に、職務復帰後における給与等の取り扱いを規定している「第7条」を「第8条」に、また部分休業の承認について規定している「第9条第1項」を「第19条第1項」に改めております。

次に、部分休業がすることができない職員を規定している第8条中におきましても、同様に「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、それぞれの引用条番号を整備するもとともに、第9条中「通勤の状況」を「通勤の状況等」に改め、条文の整備を行うものであります。

本改正により、部分休業の対象となる子の年齢が「3歳未満」から「小学校就学の始期に達するまで」に引き上げられることとなります。

付則として、この条例は平成19年12月1日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(申田金八) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(申田金八) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8、議案第15号、西多摩衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(並木 心) ただいま議題となりました議案第15号、西多摩衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案は、近年の社会情勢及び交通事情を勘案し、特別職並びに一般職の職員が公務のため出張した際に支給しております費用弁償もしくは旅費のうち日当を廃止し、交通費の実費弁償のみの支給とするため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、本案は複数の条例を並列的に改正する条例でありまして、第1条は、西多摩衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を、第2条は、西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例の一部改正を、第3条は、西多摩衛生組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正を、第4条は、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を、第5条は、西多摩衛生組合実費弁償条例の一部改正をそれぞれ規定しております。

付則では、この条例は平成19年12月1日から施行しようとするとともに、経過措置の取り扱いを定めております。

なお、条例の詳細につきましては事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定くださいようお願いいたします。

以上です。

○議長(申田金八) 谷部総務課長。

○総務課長(谷部 清) それでは、議案第15号、西多摩衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

本案は、関係する5つの条例における日当廃止の改正を共通の動機とし、あわせて関係条例について表現構成の体系的な統一を行い、規定内容の明確化を図るため、各条例中の各条に見出しを付すなどの条文整備を行っております。

初めに、議案第15号附属資料、新旧対照表「第1条関係」をご覧願います。西多摩衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

まず、第1条を「この条例は、地方自治法第203条第5項の規定により、西多摩衛生組合の議長、副議長及び議員(以下「議員」という。)に支給する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。」に改めております。これは条例の目的を規定しております第1条中において、議員報酬を支給する根拠法令を明確にしようとするものでございます。

第2条は、関係条例との表現統一のため、報酬年額を規定する第1項を改めるとともに、報酬の計算方法を規定する改正前の第3条及び第4条が本条に類することから、第2条第2項及び第3項として新た

に加え、改正前の第3条及び第4条を削っております。

次に、支給時期を規定している第5条を「前条の報酬は、毎年3月に支給する。ただし、前条の計算期間の中途において離職もしくは死亡したときは、速やかに支給するものとする。」と改め、同条を第3条としております。これは組合議会議員の改選時等に支給時期を待たずに速やかに報酬を支給しようとするものでございます。

次に、費用弁償を規定する第6条で、第1項を「議員が公務のため旅行したときは、順路により費用弁償を支給する。」第2項を「費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食事料とし、その額は別表のとおりとする。」に改め、費用弁償の支給及び種類を明確にし、同条を第4条としております。

第5条は、報酬の支給方法について新たに規定し、「この条例に定めるもののほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。」としております。

第7条は、第6条に繰り上げ、別表は、本則の改正に伴い日当の欄を削っております。

続きまして、附属資料第2条関係をご覧ください。西多摩衛生組合管理者等の給与等に関する条例の一部改正でございます。

まず、条例の目的を規定している第1条中で「及び費用弁償」を削っております。これは本条例が地方自治法第204条の規定に基づく給料及び旅費の支給を定めていることによるものでございます。

次に、条文整備のため、第3条中「第3条」を「前条」に改め、第4条及び第5条は、本案の関係条例と統一した表現とするため、第4条では、旅費の支給及び種類を明確にし、第5条では、支給方法に関する規定を改めております。別表は、本則の改正に伴い日当の欄を削っております。

続きまして、附属資料の第3条関係をご覧ください。西多摩衛生組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。

まず、第1条を、「この条例は地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。」に改めております。これは条例の目的を規定しております第1条中において、一般職の職員に旅費を支給する根拠法令を明確にしようとするものでございます。

第2条では、日当の支給を規定している第6項を削り、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項中「日当」を削り、同項を第2項とし、新たに第1項として「職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。」を加えております。

第3条では、第1項中「ただし、」の次に「公務上の必要又は」を加えるとともに、改正前の第10条及び第11条の規定が第3条に新たに付した見出し、旅費等の計算に類することから、第3条第1項の次に新たに第2項及び第3項として加えております。

第5条は、第1項中「以下本条に於て」を「以下この条において」に、第6条は「航空賃の額は、現に支払った旅行運賃とする。」に改め、日当の支給を規定していた第7条は「車賃の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することが出来ない場合には、実費額による。」に改めております。

第8条及び第9条は、それぞれ「別表第1」を「別表」に改め、第10条及び第11条は、第3条の改正に伴い削り、第12条を第10条とし、第13条を第11条としております。別表は本則の改正に伴い、別表第2を削り、別表第1から航空賃及び日当の欄を削り、同表を別表としております。

続きまして、附属資料第4条関係をご覧ください。西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

まず、第2条中「別表1」を「別表第1」に改め、第3条及び第4条は、本案の関係条例と統一した表現とするため、第3条では費用弁償の支給及び種類を明確にし、第4条では支給方法に関する規定を改めております。別表は本則の改正に伴い「別表1」を「別表第1」とし、別表2から日当の欄を削り、同表を「別表第2」としております。

続きまして、附属資料の第5条関係をご覧ください。西多摩衛生組合実費弁償条例の一部改正でございます。実費弁償の種類及び支給額を規定する第3条第1項中「日当」を削り、これに伴い同条第2項を削っております。別表は、本則の改正に伴い日当の欄を削っております。

次に、付則でございますが、議案第15号の3枚目の最後のページをご覧ください。A4の縦のものでございます。3枚目のところに付則がございますが、第1項は施行期日に関する規定で、この条例は平成19年12月1日から施行しようとするものでございます。

第2項から第6項は、経過措置に関する規定で、改正を行うそれぞれの条例に対し、改正後の条例の規定は施行日以後に出発する出張等から適用し、同日前に出発した出張等については従前の例によるものと定めております。

以上で、西多摩衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（申田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（申田金八） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号、西多摩衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（申田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第9、議案第16号及び日程第10、議案第17号の2件につきましては関連がございますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（申田金八） ご異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第16号、平成19年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）及び日程第10、議案第17号、平成19年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま一括議題となりました議案第16号、平成19年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）及び議案第17号、平成19年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第16号、補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ1億6,033万円を増額して、歳入歳出予算の総額を40億4,233万円に変更しようとするものであります。

補正予算の主な内容については、歳入では、使用料及び手数料で余熱利用施設における浴場施設使用料を精査させていただいたほか、繰越金の確定額を計上させていただき、分賦金との相殺をさせていただき

ました。

また、諸収入には、広域支援に基づく可燃ごみ焼却処理委託受託金を計上させていただいております。

歳出につきましては、退職手当組合の退職手当支給条例の改正により、在職中の職員の職責に応じた職域加算制度が新設されたことに伴う人件費の見直しと、じん芥処理費における委託料、工事請負費等の実績に基づく経費の減額を行ったほか、予備費に歳入における広域支援に基づく可燃ごみ焼却処理委託受託金を計上させていただきました。

次に、議案第 17 号、平成 19 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてご説明申し上げます。

本案については、ただいまご説明いたしました補正予算（第 2 号）に基づき、分賦金の総額を 5,959 万 9,000 円減額し、36 億 1,860 万 7,000 円に変更しようとするものであります。

なお、議案第 16 号及び第 17 号の詳細につきましては事務局より説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議 長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） それでは、議案第 16 号、平成 19 年度西多摩衛生組合補正予算（第 2 号）及び議案第 17 号、平成 19 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第 16 号、平成 19 年度西多摩衛生組合補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。恐れ入ります。補正予算書の 1 ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第 1 条第 1 項は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,033 万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を 40 億 4,233 万円と定めようとするものでございます。

第 2 項は、補正後の歳入歳出予算の総額は第 1 表歳入歳出予算補正によると定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、2 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、第 1 款分賦金は 5,959 万 9,000 円減額いたしまして、36 億 1,860 万 7,000 円と定めようとするものでございます。

第 2 款使用料及び手数料は 120 万円減額いたしまして、6,804 万 8,000 円と定めようとするものでございます。

第 4 款繰越金は 5,167 万 4,000 円増額いたしまして、6,167 万 4,000 円と定めようとするものでございます。

第 5 款諸収入は 1 億 6,945 万 5,000 円増額いたしまして、2 億 9,400 万円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は 1 億 6,033 万円増額いたしまして、40 億 4,233 万円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第 2 款事務所費は 81 万 2,000 円増額いたしまして、2 億 1,449 万 7,000 円と定めようとするものでございます。

第 3 款じん芥処理費は 863 万円減額いたしまして、12 億 6,890 万円と定めようとするものでございます。

第 4 款余熱利用施設事業費は 76 万 9,000 円減額いたしまして、1 億 4,668 万 5,000 円と定めようとするものでございます。

第 5 款公債費は 8 万 3,000 円減額いたしまして、21 億 7,640 万 5,000 円と定めようとするものでござい

ます。

第6款予備費は1億6,900円増額いたしまして、2億3,412万円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は1億6,033万円増額いたしまして、40億4,233万円と定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。5ページをご覧いただき、歳入でございます。第1款分賦金は5,959万9,000円減額いたしまして、36億1,860万7,000円でございますが、詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

第2款使用料及び手数料は120万円減額いたしまして、6,804万8,000円でございます。これは余熱利用施設の利用者において、他の同種施設の開設に伴う利用者の減が予想されることによるものでございます。

第4款繰越金は5,167万4,000円増額いたしまして、6,167万4,000円でございます。これは平成18年度からの繰越金でございます。

6ページをお開き願います。

第5款1項預金利子は45万5,000円増額いたしまして、50万5,000円でございます。これは歳計現金の運用による預金利子収入でございます。

第5款2項雑入は1億6,900万円増額いたしまして、2億9,349万4,000円でございます。これは広域支援に基づく可燃ごみ焼却処理委託受託金でございます。本年7月の議会臨時会での補正予算説明時に、7月以降の搬入量につきましては本定例会までに確認し、補正予算として上程させていただくとご説明させていただきました。

その後、小金井市に確認いたしましたところ、今後も新たな支援先の予定があるとのことから、来年3月までのごみ搬入の全体量では約7,000トン程度とのこととございました。そこで歳入予算といたしましては予定よりも1,000トンほど少なめな6,000トンと想定し、今回は6,000トンから7月議会臨時会での計上分を差し引いた残り分を計上させていただきました。

以上、補正額合計1億6,033万円を増額いたしまして、歳入の合計額は40億4,233万円でございます。

次に、7ページをご覧いただき、歳出でございます。

第2款事務所費は1目一般管理費で81万2,000円増額いたしまして、2億97万9,000円でございます。主な内容といたしましては、退職手当組合の退職手当支給条例の改正により、在職中の職員の職責に応じた職域加算が新設されたことによるものでございます。

恐れ入ります。8、9ページをお開き願います。

第3款じん芥処理費は863万円減額いたしまして、12億6,890万円でございます。主な内容といたしましては、第3節職員手当で148万8,000円の減額、これは超過勤務時間の減少によるものでございます。

第11節需用費で228万1,000円の増額、これは工場棟の屋上に設置しております気象観測装置及び冷却塔を点検した際に、修繕を要する箇所が生じたことによるものでございます。

第13節委託料では635万7,000円の減額でございますが、主な内容は、排ガス分析計保守点検委託等の契約差金でございます。

第15節工事請負費は291万9,000円の減額で、これは省エネルギー対策工事の契約差金でございます。

第27節公課費14万7,000円の減額は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づきます汚染負荷量賦課金でございます。過去分における単価の減と、現在分での硫黄酸化物排出量の減によるものでござい

ます。

第4款余熱利用施設事業費は76万9,000円減額いたしまして、1億4,668万5,000円でございます。これは第11節需用費で、光熱水費のうちの電気使用料で減額が見込めることによるものでございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

第5款公債費は2目利子で8万3,000円減額いたしまして、2億5,324万円でございます。内容といたしましては、年度当初に一時借入金が必要が生じなかったことによるものでございます。

第6款予備費は1億6,900万円の増額で、これは、内容としては歳入における広域支援に基づく可燃ごみ処理委託受託金でございます。

以上、補正額合計1億6,033万円を増額いたしまして、歳出の合計額は40億4,233万円でございます。関係資料といたしまして、12ページは給与費明細書でございます。

以上で、平成19年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第17号、平成19年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、付属資料をご覧願います。

平成19年度補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきましてご説明申し上げます。基礎数値といたしまして、表2人口割合比較で、組合市町の人口は平成19年10月1日現在の人口を採用して、全体で288人減少し、29万3,270人で確定させていただきました。

組合市町別では、青梅市は284人の減少で14万132人、負担割合は47.78%。福生市は210人の減少で6万1,052人、20.82%。羽村市は207人の増加で5万7,557人、19.63%。瑞穂町は1人の減少で3万4,529人、11.77%となっております。

次に、表3ごみ搬入割合比較でございますが、組合市町別では、青梅市は3万5,400トン、負担割合は48.5%、福生市は1万4,600トン、20%、羽村市は1万3,500トン、18.5%、瑞穂町は9,500トン、13%、合計として7万3,000トンを見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、表1分賦金比較につきましてご説明申し上げます。組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算いたしております。この積算結果から、平成18年度繰越金を差し引いたものが19年度補正後の分賦金でございます。

組合市町別では、青梅市は377万6,000円減額となりまして17億2,969万7,000円、福生市は2,074万3,000円減額となりまして7億5,458万9,000円、羽村市は2,091万円減額となりまして6億9,008万5,000円、瑞穂町は1,417万円減額となりまして4億4,423万6,000円となります。分賦金の補正額合計5,959万9,000円を減額いたしまして、分賦金は36億1,860万7,000円でございます。

以上で、平成19年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）と、平成19年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての細部の説明とさせていただきます。

○議長（申田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。2番、近藤議員。

○2番（近藤 浩） 小金井市から広域支援の関係で受託金が入っておりまして、多少分賦金も減っておりますけれども、予備費はそのままの額ですよ。予備費、幾つか疑問があるのですが、予備費はそんなに必要なものなのかどうなのかというのも疑問ですし、例えばこういう補正になったその辺の流れですね。例えばこれだけ小金井市からきていますとすれば、例えばもう少し分賦金を減らしてもいいのではないかとか、例えば地域還元施設みたいなのを充実させるとか何かできないかとか、いろいろなことを考えるので

すけれども、どういう考え方で、流れの中でこういう補正に、予備費とかを含めてなったのか、考え方をお願いします。

○議長（串田金八） 谷部総務課長。

○総務課長（谷部 清） 小金井市からいただいております受託金につきましては、単価の設定が構成市町の負担額と同額という考え方でいただいております。ここの補正で新たな事業等は特にございません。

ですから、ここで補正の中に盛り込みますと、それはそのまま分賦金が減るというような形になってしまいますので、そうではなくて、やはり西多摩衛生組合でいただいた受託金ですので、予備費の中に計上させていただいて、来年度事業の中に盛り込んでいくという考え方でこのような、特別なちょっと、予備費がこんな金額になるのはめったにないことなのですが、そこしかもっていきようがございませんでしたので、そういう形で予備費に入れさせていただきました。

以上でございます。

○議長（串田金八） 2番、近藤議員。

○2番（近藤 浩） 予備費にしかもっていきようがないという説明で、そうなのかなという気もするのですが、例えば来年度の事業ということで今言われまして、来年度の事業というのは例えばどういうことを想定されているのかお願いします。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） この小金井市からの受託金につきましては、地元の方々からいろいろなお話をいただきまして、なるべく公害対策に使っていただきたいというような、そういう強い要望がございます。

そのような中で、後ほどまた20年度の予算につきましてはご説明申し上げますが、使うとかではなくて、やはりそういう西多摩衛生組合の方でこれから、これの予備費につきましてはそのような形で20年度予算に反映をさせていきたい、そのような考え方でございます。

○議長（串田金八） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち議案第16号、平成19年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）の件についてお諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号、平成19年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件をお諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

4時15分まで休憩いたします。

午後4時05分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（串田金八） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、19 陳情第1号、西多摩衛生組合の小金井市のごみ受け入れに関する説明会を求める陳情書

の件を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。10番、田村昌巳議員。

○10番（田村昌巳） 陳情の陳情理由に指定されている内容について2点質問させていただきたいと思っております。

まず1点目は、陳情理由の中で「周辺住民への説明会は3月10日に一度開かれているが、それ以外の一般市民はかやの外に置かれたまま」とありますが、これはどういうことなのでしょう。

2点目として、「一般市民を対象に説明会を開催し、説明責任を全うしてほしい」とありますが、これまでの住民対応はどのようにしてきておるか、この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（串田金八） 谷部総務課長

○総務課長（谷部 清） それでは、一般質問での管理者の答弁とちょっと重複する部分がございますが、1点目でございますが、当組合といたしましては、現在の施設を建設する際に、施設稼働をする上で一番影響があると思われまして、羽村市並びに瑞穂町の施設周辺住民等の方々とはたび重なる協議をしてまいりました。そのときに協議してきた団体が現在のそれぞれの協議会でございます。

その後、実際に施設が稼働するに当たり、両協議会と幾つかの約束事を決めておりまして、それが公害防止協定でございます。その公害防止協定の中には広域支援についても明記されておりまして、「広域支援によるごみを搬入する際には、搬入にかかる措置について両協議会に意見を伺う」ということになっております。その取り決めに従いまして開催いたしましたのが3月10日の説明会でございます。

ですから、説明会の対象につきましては、公害防止協定を結ばせていただいております両協議会の地区内にお住まいの方々とさせていただきます。それ以外の一般市民の方、当日来られたのですが、室内には入室はできなかったのですが、階下で室内の様子は放送で流しておりましたので、内容については聞いたのではないかと考えております。

もう1点の説明責任の方でございますが、これもちょっと管理者の答弁と重複しますが、本年の3月17日に開きました正副管理者会議において、先ほど管理者の方から答弁がありまして、組合の責任の分野と構成市町の責任の分野ということですすみ分けをいたしまして、ただし、構成市町で説明会を開催する際には、構成市町から要望があれば組合職員は補助説明員として出席できると、要望さえあれば組合で開いた場合と同様な内容のものは説明できるというふうに理解はしております。

最後になりますけれども、公害防止協定に基づきます3月10日の説明会の際に、やはりもう一度開催してほしいというような内容のご意見もいただきました。ただ、説明会につきましてはあの1回だけでございます。ただし、説明会が終了するに当たりまして、今後もし両協議会地区内の町会、または自治会から協議会の役員、町会・自治会長を通じ説明会の開催要望がございましたら、こちらから出向きご説明いたしますということでは申し上げてあります。

3月中については1件も要望がございませんでしたけれども、4月に入りましてからは羽村市の双葉町から要望がありました。また先月でしたか、今度は構成市町の一つである羽村市の方で、担当課の方から広域支援についての説明会に出席してほしいという要望がありまして、組合職員が補助説明員として出席しております。

また、瑞穂町の方につきましては、協議会の地区内からの要望は今までございません。またあと瑞穂町の方の担当課の方にも確認いたしましたところ、それ以外の地区からも瑞穂町の方の要望はないとのことでございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。10番、田村昌巳議員。

○10番（田村昌巳） 19陳情第1号、西多摩衛生組合の小金井市のごみ受け入れに関する説明会を求める陳情書について、反対の立場から討論を行います。

ご承知のように西多摩衛生組合は青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町を構成市町とする一部事務組合で、その目的といいますと、構成市町から排出される可燃ごみを安心かつ安全に共同処理することとでございます。安心で安全な共同処理を図る上で大切なことは、施設周辺に与える影響を最小限に抑えるよう努力すること、また適正な施設の管理運営を図り、周辺住民の不安の解消に最大限努力することとあります。

一般的にごみ処理施設というものは総論賛成、各論反対の最たる施設といえます。今の説明にもありましたように、西多摩衛生組合としても現施設を建設する際には、一番影響を受ける羽村市並びに瑞穂町の周辺住民で組織されている両協議会と公害防止協定を締結し、その協定を遵守すべく日々努力し、両議会の住民対応も積極的に行ってきております。

また、独立した特別地方公共団体であるとはいえ、重要で重大な責務を担っている一部事務組合ですので、構成市町との関係につきましても情報の共有、意見交換などを密接に行い、協力しあいながら事業の推進を図っていく必要があると考えております。

今後の広域支援によるごみ受け入れは、公害防止協定に明記されたものであり、3月10日の説明会はその協定に基づき協定の締結相手である両協議会に対して開催したもので、一般市民を対象に開催したものではありませんとのことです。またその後、瑞穂町議会から組合管理者等に対して提出された説明会開催の要望書の対応についても、これまでと同様に羽村市並びに瑞穂町の両対策協議会地区の住民への説明については西多摩衛生組合が責任を持って行い、それ以外の構成市町の住民への説明については構成市町が責任を持って行うという従来からの組合と構成市町の役割分担を3月17日に開催した正副管理者会議において、市長という立場を重ね持つ正副管理者間で再度確認されているとのことです。

このことは、陳情理由にある一般市民を対象にした説明会の開催についても、説明者は異なりますが、対応する体制が整えられているということになります。実際は4月以降の説明の対応については説明会の開催要望の件数自体少ないようですが、この役割分担に従い組合並びに構成市町で責任を持って説明対応を行っているとのことです。

先ほども申し上げましたが、ごみ処理施設というものは本当に総論賛成、各論反対の最たる施設であります。だからこそこの一般質問での管理者からの答弁にもありましたように、組合と構成市町のお互いの役割分担を責任を持って遂行していくことはこのような施設を円滑に運営していく上で今後も本当に大事なことではないかと考えます。

以上のことから、本陳情を不採択とすべき立場から討論とさせていただきます。

○議長（串田金八） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。7番、門間淑子議員。

○7番（門間淑子） 19陳情第1号、西多摩衛生組合の小金井市のごみ受け入れに関する説明会を求める陳情書を採択することに賛成する討論を行います。

陳情理由に書かれているように、小金井市の可燃ごみの受け入れに際して開かれた住民説明会は、参加者を羽村市九町内会自治会生活環境保全協議会と瑞穂町環境問題協議会を構成する地域の住民のみに限定して開かれました。地域外に居住されている方々は、構成市町の市民であっても会場に入ることができませんでした。行政運営は公正、公平を基本としてなされなければなりません。そのようなことは改善されなければならないと思います。

先ほど西多摩衛生組合情報公開条例が改正され、だれでも情報公開請求ができるようになりました。同時に衛生組合にはだれに対しても説明責任があるということになったわけです。条例第1条に規定した目的に沿えば、陳情者が求めるように一般市民を対象に説明会を開き、説明責任を全うすることは当然のことであり、何ら反対するものではありません。

以上、本陳情を採択することに賛成する討論といたします。

○議長（串田金八） 以上で討論を終わります。

これより 19 陳情第1号、西多摩衛生組合の小金井市のごみ受け入れに関する説明会を求める陳情書の件を挙手により採決いたします。

19 陳情第1号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○議長（串田金八） 挙手少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第 12、19 陳情第2号、西多摩衛生組合の小金井市のごみ受け入れに関する陳情書の件を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。4番、羽村博議員。

○4 番（羽村 博） この点について3点説明を求めます。

この陳情書、本日の議会に3件出ているわけですが、「西多摩のごみを考える会」という会の代表者ということで、京野千春さんという方が提出したということですが、この団体はどの程度の組織力を持って、どんな活動しておられる団体なのか、わかる範囲で結構ですからご説明をお願いいたします。

それから2点目でございますが、「小金井市のごみの受け入れは1年のみで終了してください」とのことですが、小金井市からの要請は10年間と聞いております。現在の契約の内容と期間はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

それから3点目といたしまして、陳情理由に「小金井市からの提示されたスケジュールが提示ばかりで決定したものは何もなく、何ゆえに受け入れに至ったか不可解」と記載されているが、受け入れ経過を伺いたいと思います。この陳情書を見ますとかなりきつい言葉でいろいろと断言した文言があるわけですね。そこら辺の形の裏付けも含めて、感想等も含めてひとつお願いいたします。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） それでは、1点目の陳情者でございます「西多摩のごみを考える会」でございますが、この団体につきましては、詳細には存じてございませんが、いろいろな環境問題に対しましていろいろな活動をしている団体というふうなお話を伺ってございます。これはごみの問題だけではなくいろいろな緑地の問題とか、そういうようないろいろな活動をされているというような、そういうことを伺ってございます。

次に2点目でございますが、小金井市の契約期間の内容でございますが、小金井市のごみの依頼につきましては、平成18年10月18日に多摩地域のごみ処理広域支援ブロックの協議会会長から広域支援の要

請がございまして、そのときに広域支援の要請につきましては平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間というような、そういう確かに要望がございました。

しかし、この要請期間につきましては、10 年間というのは大変長期でございます。その中で西多摩衛生組合といたしましても基本的な考え方としまして、構成市町のごみ処理に支障を与えないこと、また 2 点目として、公害防止協定を遵守すること、また施設の維持管理において影響がないことなど、このことは最も重要なことでございます。そういうことで、長期の契約をすることではなくて、毎年度これらのことを確認する必要があります。またこの小金井市のごみを受け入れるにつきましては大変な責任を負うことにもなります。そういうことで、いろいろな判断をしまして、現在の契約期間につきましては平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 1 年間としてございます。

次に、3 点目の小金井市のごみの受け入れの経過でございますが、これは 7 月の臨時会の議員全員協議会でもご説明申し上げましたが、この問題につきましては小金井市を初め調布市、府中市の 3 市でやっております二枚橋衛生組合が施設の老朽化によりまして施設を停止することになったわけでございます。この 3 市につきましては、いろいろ自区内処理というか、その市で処理をしなければいけないということで、その 3 市につきましても広域支援によりまして処理せざるを得ないということで支援要請に至ったということ聞いてございます。

3 市の支援要請につきましては、前にもお話し申しましたが、この多摩地域を 3 ブロックに分けてございます。その中で、3 ブロックの中で、小金井市が所属する 2 ブロックで処理ができないというようなことございましたので、第 3 ブロックの方へ要請がございました。

西多摩衛生組合としましてはそのときに、昨年 10 月に要請がありましたことにつきましても、広域支援体制に該当するか否か、なかなか難しい判断がございましたので、いろいろ条件を付しまして広域支援をお断りした経過もございます。

その後、提示した条件による対応が図れたというようなことがございましたので、改めて小金井市の方から支援要請がございました。その支援要請によりまして西多摩衛生組合では要請内容を検討した結果、広域支援の条件に当てはまると判断しまして、正副管理者会議において決定したものでございます。

以上でございます。

○議 長（申田金八） ほかに質疑ございますか。9 番、橋本議員。

○9 番（橋本弘山） 今の陳情第 2 号につきまして、答えが重複するかなというふうには考えておりますが、2 項目ほど質問させていただきます。

1 項目目として、西多摩衛生組合で小金井市のごみを 1 万トン受け入れた経緯でございますけれども、もう一度確認の意味で簡潔に説明をお願いしたいと思います。

それから第 2 項目目としまして、陳情理由で「小金井市のごみ受け入れにより環境汚染が進む」という旨の記載がありましたけれども、西多摩衛生組合周辺の環境は変わっているのか、現状を伺いたしたいと思います。

以上、2 点についてお答えをお願いします。

○議 長（申田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） それでは、小金井市のごみの 1 万トンを受け入れた経緯でございますが、先ほどちょっと触れましたが、多摩広域支援体制につきましては、多摩地域を 3 ブロックに分けておりまして、その中で小金井市が 2 ブロックに所属しているわけでございますので、その中でまず最初に小金井市の所属する第 2 ブロックで支援を検討していくというようなことでございます。その中で、小金井市から要請

のありました量につきましては第2ブロックでは処理が仕切れないというようなことで、第1、第3ブロックの方へ支援がございました。

西多摩衛生組合につきましては、第3ブロックでございますので、第3ブロックの中でもいろいろ検討しまして、それで第1、第2ブロックの中でも要請量がすべて受け入れられないと、そういうことがございましたので、第3ブロックの中で西多摩衛生組合が残った約1万トンにつきまして受け入れるというようなことになったわけでございます。

そういうことになりますので、1万トンの受け入れにつきましては、積極的に受け入れたということではなく、第1、第2ブロックで受け入れができなかったので、どうしても処理できない量を、約1万トンにつきまして第3ブロックであります西多摩衛生組合が受けたというような、そういう状況でございます。

なお、受けられる1万トンにつきましては、西多摩衛生組合で処理能力以内ということで、その辺の判断も的確にしております。

次に、ごみの受け入れによる環境の関係でございますが、西多摩衛生組合につきましては、先ほどもちよっと管理課長がご説明申し上げましたが、ごみ焼却に当たりましては環境基準を遵守することは最も重要なことでございます。地元と協定しております公害防止協定にもうたわれておりますが、公害防止協定を遵守することが第一でございます。

このようなことで、小金井市のごみ受け入れにかかわらず、今までも公害防止協定を遵守するというような、そんなことで公害防止協定に向けた運営をしているところでございます。

この結果、先ほども申し上げましたが、小金井市のごみを受け入れたための環境に関する数値につきましては、公害防止協定で取り決めをしています数値以下になっておりますので、大きな変化はございません。そういうような状況でございます。

以上でございます。

○議長（申田金八） ほかにも、1番、大坪議員。

○1番（大坪国広） 1点だけ伺いたいと思います。

小金井市のごみの新焼却施設の関係なのですが、この進捗がどうなっているかというところなのですが、聞くところによりますと、一つは二枚橋ということで候補が上がっているみたいなのですが、これが府中市と調布市の両市長ともどうも前向きではないと、それから二つ目に上がっているジャノメミシンの跡地、これも周りが非常に高層マンションがあつて地元住民のものすごい反対運動が起こっていると、そういうことを耳にしているのですが、そうした場合に、本当にこの陳情等の関係で、私は非常に判断に迷うわけですが、本当に小金井市は真剣につくろうとしているのかどうなのかという誠意が見えてこないのです。そういう意味で、このところが一体どうなっているのかというところをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（申田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 小金井市の可燃ごみ処理施設の進捗状況でございますが、現在小金井市では市民検討会議を開催しまして、用地の決定に向けていろいろ議論をされているようでございます。その中で二枚橋にするかジャノメにするかというような、そういう二つの案を諮問しているようでございますが、その中で、市民検討委員会の中ではいろいろこれから、我々小金井市のごみを受託している自治体なり、また施設に大変ご迷惑をかけてはいけないということで大変な努力はされていると思います。

そういうことで、これからの小金井市のことでございますが、私どもでどうのこうのというのはなかなかこの場では言えないような状況ですが、ただ、そういうことで市民検討会議の中では大変いろいろな議

論をして前向きに進めていくというような、そういう意識は、実は私もこの間検討会議を傍聴させていただきましたが、委員さんの中でも早く決めなくてはいけないのだというような、そういうような意見もたくさん出ておりましたので、そういう認識を持って進めていることとございますので、これからの小金井市の市民検討会議の状況を見定めながら進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（串田金八） 6番、木下議員。

○6番（木下克利） 受け入れているところより持ってくる方が問題だと思うのですけれども、情報をつかんでいたら結構なのですが、持ってくるなという陳情は小金井市には出ているのですか。この団体とか、ほかからは、羽村の方へ持ってくること自体が問題なのだから、市の方で持ってくるなというような陳情なり請願というのは出ていらっしゃるのですか。つまり強い住民意志がどれだけ外部に出ているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 受託先から小金井市の方へ、市へ持ってくるなという市民の方々、また行政からそういう要請というのは伺ったことはございません。

ただ、いろいろところで要望等を出している中では、ごみを減量してください。持ってくる量を少なくしてください。またあと先ほどもちょっとお話がございましたが、最初小金井市からの要請が10年ということで大変長期でございますので、それをなるべく短くしていただきたい、そういうような要望は出ているというお話は伺っております。

以上でございます。

○議長（串田金八） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。9番、橋本弘山議員。

○9番（橋本弘山） 19陳情第2号、西多摩衛生組合の小金井市のごみ受け入れに関する陳情書について、反対の立場から討論をさせていただきます。

小金井市のごみ受け入れについては、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づいて支援しているわけですが、この広域支援は西多摩衛生組合だけの問題ではなく、多摩地区全体の廃棄物処理にかかわる問題であると思います。このように小金井市のごみを多摩地区全体の問題ととらえて支援していく中で各自治体、一部事務組合が協力して支援していますが、先ほどの答弁にもありましたが、西多摩衛生組合では1万トンの受け入れを積極的に受けたのではなく、他の団体が受け入れられない量を処理し、支援していることが確認されたわけであります。

また、環境の保全に関しましては、西多摩衛生組合の施設を安全で安心して運営することは、小金井市のごみを受け入れの有無にかかわらず近隣にお住まいの住民に配慮することはもちろんのこととして、地元と締結している公害防止協定による確認や、法律等に定められた環境基準を遵守することは当然であります。

また、陳情者からは小金井市のごみ受け入れに対して環境の悪化等が危惧されているという指摘がありましたが、西多摩衛生組合では周辺環境を監視し、環境に与える負荷の低減に努めているからこそ、先ほ

どのお答えの中にもありましたけれども、測定の数値を見ても測定値、協定値を大きく下回っているのではないかというふうに考えられます。また小金井市のごみを受け入れた今年度においてもそれは同様に推移しているものと考えられます。

このようなことから、西多摩衛生組合の運営につきましては適正な処理がされ、先ほども述べましたが、小金井市のごみの受け入れに関しましては多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づいて支援をしているわけですので、今後につきましては他の支援団体の動向を見極めて進めていく必要があると考えます。

以上のようなことから、本陳情を不採択とする立場からの討論といたします。

○議長（串田金八） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。7番、門間淑子議員。

○7番（門間淑子） 19陳情第2号、西多摩衛生組合の小金井市のごみ受け入れに関する陳情書を採択することに賛成する討論を行います。

西多摩衛生組合周辺の住民の皆さんだけでなく、羽村市民の方々からは今までごみ分別に協力し、有料化も受け入れてごみの減量に取り組んできたにもかかわらず、突然何の説明もなく他市のごみを大量に受け入れるなんてとても納得できないとか、衛生組合には小・中学校が隣接していて子どもたちの健康と安全が心配だ、1日も早く受け入れを終わらせてほしいという声を数多くお聞きしています。

今回、多摩地域ごみ処理広域支援体制によって西多摩衛生組合に持ってこられる小金井市のごみは、小金井市が年間排出する1万9,000トンの半分以上の1万トンということになっています。陳情書にあるように二枚橋衛生組合が老朽化していることは以前からわかっていたことです。

今回の事態に至った経過は小金井市のホームページからも知ることができます。二枚橋衛生組合の構成市である小金井市、調布市、府中市は計画的、継続的なごみ処理を進める責務があったにもかかわらず、20年近くも施設更新の協議、検討を続けながら実現できず、平成16年には組合の解散を決定し、翌17年7月には19年3月で焼却炉の廃止を決定しています。しかし、焼却炉の廃止までに小金井市は新たなごみ処理方式を決定できず、広域支援に依存せざるを得ない事態に至った事実は失政以外の何者でもないと思っております。

また、小金井市から示された新焼却施設建設にかかわるスケジュールでは、新施設の建設場所の決定は平成21年2月となっていて、いまだ予定地は決定しておりません。先ほどから出ております検討委員会にも傍聴していますし、羽村市民からも傍聴者は何人も出ておりますし、当然小金井市長に当てての要望書なども出されておりますが、いまだに決定をみてはおりません。

このようなスケジュールでいけば、当然これは西多摩衛生組合議員全員協議会で出された資料の中にも、うまくいって新焼却施設が稼働するのが29年4月という10年スパンの計画だということはおうだれでもわかっているわけで、このような10年の受け入れということはとても考えられないということは羽村市議会でも議決しているところです。

陳情者は、このような状況は多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定の第2条第3条に該当しないというふうに指摘しておりますけれども、私もそのとおりだと思います。また陳情者は、小金井市のごみ受け入れは1年のみとし、平成20年3月で終了とするよう求めています。ごみの受入契約が単年度形式であることからいけば、当然この協定を1年で終わらせていくということに私は賛成できるものです。

以上、19陳情第2号を採択することに賛成する討論であります。

○議長（串田金八） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。4番、羽村博議員。

○4番（羽村 博） 19陳情第2号、西多摩衛生組合の小金井市のごみ受け入れに関する陳情書について、反対の立場から討論をさせていただきます。

今回の広域支援につきましては、多摩地域の広域支援協定に基づき加入している市町村及び一部事務組合の大多数が二枚橋衛生組合の構成市である調布市、府中市、小金井市を支援しているわけでございます。

この協定というのは、お互いに助け合うという相互支援を目的にそれぞれの首長さんが責任を持って締結されているものであります。西多摩衛生組合としても万が一何らかの事情で施設の操業が停止した場合には、この協定に基づき加入している他の団体に支援をお願いしなければならない状況となると思います。

二枚橋衛生組の構成市である調布市、府中市、小金井市のうち西多摩衛生組合はその中の小金井市を支援しているわけですが、今年7月13日の議員全員協議会の席上で並木管理者から「支援の決定については苦渋の判断であった。小金井市には1日でも早くごみの自区内処理をしていただくよう要請していく」という説明があり、その趣旨を裏付けるように小金井市からの支援依頼期間である10年間を最初から承諾、承認せず、当面の支援期間を1年とし、平成20年3月31日をもって終了する契約を取り交わしております。

また、支援を継続するか否かについては、小金井市の建設計画の進捗状況を慎重に検討して判断するという発言もありました。この広域支援協定というものは、現在支援を受けている団体のための協定ではなく、現に支援を行っている団体にとっても、施設が停止した際には他の施設に支援をお願いする必要が生じるわけですから、相互支援にかかわる大切な協定であります。

また、多摩地区30市町村の首長並びに7一部事務組合の管理者が締結している責任の重いものであります。組合議員の皆さんも小金井市におけるごみの自区内処理が1日でも早く始まり、広域支援を必要としない状況になってもらいたいと考えていると思います。この気持ちは管理者からの発言でわかるように、正副管理者間でも同様であると思います。ですから、組合議会としては支援を継続するか否かの判断について、正副管理者の責任ある慎重な判断を見定めていくべきではないかと考えております。

このようなことから、今次陳情を不採択とすべき立場からの討論といたします。

○議長（申田金八） 以上で討論を終わります。

これより19陳情第2号、西多摩衛生組合の小金井市のごみ受け入れに関する陳情書の件を挙手により採決いたします。

19陳情第2号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○議長（申田金八） 挙手少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

本日の会議時間は、議会会議規則第7条の規定により午後5時までとなっておりますが、会期は本日1日限りと決定しております。5時間近となりましたが、まだ日程を消化しておりませんので、同条の規定により、議長において延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（申田金八） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

次に、日程第13、19陳情第3号、西多摩衛生組合の操業状況を日常的に公表することを求める陳情書の件を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。9番、橋本弘山議員。

○9番（橋本弘山） 陳情第3号について、現状の対応がどのようになっているかお聞きしたいので、3項目について質問いたします。

まず1項目目ですけれども、陳情書に軽度から重度の故障が頻繁に起きているという内容がありますが、

これは具体的にはどういうふうになっているのか。

それと次に、いただいたこの資料の中で、この日にちが書いてある書類があると思うのですが、これは一瞬見ますと本当にこんなにあるのかなというふうに考えられるのですが、よく見ますとこれは同じ日がずっと、7月16日が一番上、一番下もやはり7月16日ということで、1日の中でこれだけのことが起きているということが記録されているということなのですが、これは何を示しているかということ伺いたしたいと思います。

それから、2項目目として、西多摩衛生組合として、日常業務においていろいろと宣伝等実施していると思いますけれども、どのような対応をなさっているか伺いたしたいと思います。

続きまして、3項目目として維持管理状況につきまして、どのような形で情報公開をしているのか伺いたしたいと思います。

以上、3項目につきましてお答えいただきたいと思います。

○議長（申田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、まず1点目の事故と故障の状況について、現状についてでございますが、組合におけます事故と故障の区分、基本的な考えといたしましては、まず事故の位置付けといたしましては、周辺環境に著しい影響を与える状況となった場合、それから2点目としては、ごみ搬入を停止するような状況になった場合、3点目としましては、人的な被害が生じまして救急要請等をしなくてはならなくなった場合と、このような事態になった場合に重大事故であるというふうに考えております。そういう意味では、現在までは事故は発生をしておりません。

また、故障については一般的に機器等の使用による対処可能な想定範囲の不具合を故障と位置付けております。当然焼却施設は多くの機器が設置されています。稼働を迎えて10年が経過をしています。それぞれの機器等についても劣化による不具合が発生する確率が高くなってきていますので、平成20年度からはこれらの劣化等の程度に応じた機器の入れ替えをしていくというふうになっております。

それから、具体的な添付されている資料の2枚目のことでございますが、実はこれは、この資料といえますのは、このときに落雷による停電が発生をしております。こういう大きい突発的なそういう停電とかそういうトラブルについては、西多摩衛生組合の施設は自動的に安全方向に、コンピューターシステムによりましてすべて稼働しております。

そういう状況を秒単位であらわしたいいわゆるプロセスアラームの一覧表となっておりまして、備考欄に重故障とか軽故障と書いてありますが、コンピューターは、だれがこういうふうに言ったか判断できませんので、コンピューター上のいわゆる通常の動作と違う動作ですというふうな表示の仕方をご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目の日常業務における点検等の対応についてでございますが、まず重要機器については当然法令点検が義務付けられておりまして、検査に合格しないと運転ができないということになっております。また組合としましては、3年に一度になりますけれども、施設全般の維持管理状況について、第三者機関による施設精密機能検査を実施しているところでございます。

次に、職員による点検等の現在の対応ということでご説明をさせていただきますが、当然日常業務の中における施設内の点検が重要であるということは認識しておりますので、点検内容を日常点検、週例点検、月例点検に細分化しまして点検業務を行っているところでございます。

次に、3点目の情報公開についてでございますが、情報公開条例に基づきまして、閲覧コーナーに補修履歴として経過がわかるような形でファイルを閲覧をしております。

また、周辺住民の方々への対応といたしましては、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会及び瑞穂町環境問題連絡協議会に対しまして、定期的に施設の維持管理状況の説明をする中で資料等も作成し、状況報告をしております。そして本年9月には組合広報誌を両協議会の地域内へ全戸配布をいたしました。

その他の方々の対応といたしましては、組合ではホームページを既に開設をしており、環境対策を含む事務事業の全般の状況を公表しております。また特別なお知らせについてはホームページの中のお知らせコーナーで組合から情報提供したりしております。また閲覧者からのメール等もございますので、そういうときには随時対応してきているところでございます。

以上で経常対応の説明とさせていただきます。

○議長（串田金八） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。9番、橋本弘山議員。

○9番（橋本弘山） 19陳情第3号、西多摩衛生組合の操業状況を日常的に公表することを求める陳情書につきまして、不採択とする立場から討論をさせていただきます。

先ほどの現状対策の質疑の中で、施設の維持管理において、重要な施設については法的な検査体制が確立されていることや、先ほど答えがありましたけれども、3年に一度施設の状況を客観的に把握するための施設精密機能検査を第三者機関で実施するなど、いわゆる安全管理体制が図られている中で焼却業務を遂行されていることが理解できます。

また、西多摩衛生組合のような近代的な大型の清掃工場を稼働していくには、職員の日ごろからの安全対策における意識を強く持つことは当然であると考えます。こういった面から、職員の点検業務を細分化し、それらの情報を職員に周知して安全対策に努めていることも理解できます。

次に、組合における情報公開の現状につきましても、当西多摩衛生組合では平成14年1月に情報公開条例を施行し、それ以後事務所、建物内に情報公開コーナーを設置し、またホームページを開設する中で積極的に情報の公開に努めております。

また、本年7月の議会臨時会で説明がありました広報誌につきましては、9月に増刊号が作成されまして、羽村市並びに瑞穂町の協議会地区の住民には配布されております。これが「にしたまエコにゆうす」というこういったちらしができておりますが、大変、私も見させていただきましたが、かなり詳細でわかりやすくよくできているのではないかというふうな感じがいたしました。

私を知る限り、どこの市町村でも情報公開の場については、限られたスペースの中で資料提供しております。どのような情報が必要なのかについては請求者個々によって異なるため、すべての情報を公開できるようなスペースを確保することは不可能であると考えております。情報公開コーナーのような場所になるものを必要とする場合には、情報公開条例に基づき請求手続きを行うことが可能なわけですから、原則としては手続きに基づいて行う必要があるのではないかと考えております。

また、一般市民への定期的な説明会ということですが、どのくらいの方が要望しているのかわかりませんが、情報公開条例を活用することや、組合ホームページを利用して問い合わせ、あるいは広報誌から情報を得ることで十分な方もいるわけです。もしそれ以上に必要な方がいるのであれば直接組合に向いていただいて必要なことを聞いていただくということでも足りるのではないのでしょうか。

以上のことから、本陳情を不採択とする立場からの討論といたします。

○議長（串田金八） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。7番、門間淑子議員。

○7番（門間淑子） 19陳情第3号、西多摩衛生組合の操業状況を日常的に公表することを求める陳情書の採択に賛成する討論を行います。

陳情書には「焼却は無数の化学物質の生成反応工程」と記述されていますが、全くそのとおりだと思います。焼却施設はコントロールを誤れば暴走することもあり得る化学反応工場ともいえます。そのため廃棄物の処理及び清掃に関する法律やダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法を初めとする多くの法令に従って適正に管理運営することが求められています。

西多摩衛生組合では事故を回避し、適正に運転稼働するための努力が日々なされておりますけれども、トラブルが皆無でないことは添付の資料からも伺うことができます。これらの資料は現在、西多摩衛生組合の資料コーナーに置かれ、来訪者はだれでも閲覧が可能となっていて、衛生組合が情報公開に努力していることは評価しています。

しかしながら、これらの資料の一つ一つの内容が重大事故につながるものだったのか、落雷などの不可避的要素によるものなのか、定期点検に伴うものか、事故か、故障か、その原因は何かなどは専門的知識や説明がなければ読み解くことはなかなか困難です。私も直接詳しい説明を受けて、それぞれについて理解することができました。

陳情者は、西多摩衛生組合の操業状況を日常的に公表し、定期的に説明会を開くことを求めています。西多摩衛生組合のホームページから出したものですが、情報公開制度について、情報公開制度とは広報誌などによる情報提供のほか各種の公表制度、閲覧制度などにより組合事業に関する情報を市民の皆様に提供しておりますが、これは組合からの一方通行の情報提供に過ぎませんと提供する情報の限界も認めつつ、市民の皆様の請求に応じて組合の持つ情報を公開するということを書いています。

それで、組合運営の内容についても具体的に明らかにして、説明する責任があることを明確にした制度ですというふうに書いておりますけれども、このような情報公開制度の原則、情報公開条例の目的からいえば、操業状況の説明会を開くことは西多摩衛生組合の理解をさらに深めるためにも大変有益だと思いますし、賛成できる新たな事業ではないかというふうに思います。

よって、この陳情に賛成するものとします。

○議長（串田金八） 以上で討論を終わります。

これより 19 陳情第 3 号、西多摩衛生組合の操業状況を日常的に公表することを求める陳情書の件を挙手により採決いたします。

19 陳情第 3 号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○議長（串田金八） 挙手少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって平成 19 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後 5 時 10 分 閉会